

都留市災害廃棄物処理計画

初版:令和 3 年 4 月
改正:令和 7 年 4 月

山梨県 都留市

目 次

本 編	- 1 -
第 1 章 基本的事項	- 2 -
第 1 節 本計画の背景及び目的	- 2 -
第 2 節 本計画の位置付け	- 3 -
第 3 節 想定される災害	- 5 -
第 4 節 対象とする災害廃棄物	- 7 -
第 5 節 基本的な災害廃棄物等処理方針	- 9 -
第 6 節 市及び市民・関係団体の役割	- 11 -
第 2 章 災害廃棄物処理のための体制整備	- 13 -
第 1 節 組織体制及び業務内容	- 13 -
第 2 節 情報収集・連絡	- 17 -
第 3 節 協力支援体制	- 17 -
第 4 節 職員への教育訓練	- 19 -
第 5 節 一般廃棄物処理施設	- 20 -
第 3 章 平時の災害廃棄物処理対策	- 25 -
第 1 節 災害廃棄物発生量の推計	- 25 -
第 2 節 避難所ごみの処理	- 30 -
第 3 節 避難所におけるし尿処理	- 31 -
第 4 節 仮置場	- 32 -
第 5 節 収集運搬	- 37 -
第 6 節 処理スケジュール・処理フロー	- 38 -
第 7 節 分別・処理・再資源化	- 40 -
第 8 節 環境対策・モニタリング	- 42 -
第 9 節 最終処分	- 42 -
第 10 節 有害廃棄物・処理困難物対策	- 43 -
第 11 節 思い出の品及び貴重品	- 45 -

第12節 住民等への広報	- 46 -
第13節 災害廃棄物処理実行計画の作成・見直し.....	- 47 -
第4章 初動準備対応の災害廃棄物処理対策	- 48 -
第1節 組織体制の確認.....	- 48 -
第2節 廃棄物処理施設の安全性の確認	- 48 -
第3節 仮置場の事前準備	- 48 -
第4節 災害廃棄物発生に備えた広報の準備	- 48 -
第5章 発災後の災害廃棄物処理対応 初動対応	- 49 -
第1節 体制整備・被害状況把握.....	- 49 -
第2節 し尿・避難ごみ・生活ごみ	- 50 -
第3節 災害廃棄物の発生量の推計	- 52 -
第4節 仮置場.....	- 52 -
第5節 収集運搬.....	- 55 -
第6章 発災後の災害廃棄物処理対応 応急対応	- 57 -
第1節 災害廃棄物の処理方法	- 57 -
第2節 処理スケジュール・処理フロー作成	- 57 -
第3節 仮置場の管理	- 59 -
第4節 環境対策・環境モニタリング.....	- 59 -
第5節 損壊家屋等の 撤去・解体	- 59 -
第6節 県への事務委託	- 61 -
第7章 発災後の災害廃棄物処理対応 災害復旧・復興	- 63 -
第1節 災害廃棄物の処理及び進行管理.....	- 63 -
第2節 仮設処理施設	- 63 -
第3節 災害等廃棄物処理事業費補助金	- 65 -
資 料	- 66 -

本 編

第 1 章 基本的事項

第 1 節 本計画の背景及び目的

本市の地形は、周囲を 1,000m 級の峰々に囲まれた山岳地帯のため急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、富士山噴火など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

災害が発生した場合、生活ごみの発生に加え、避難所ごみやし尿、被災した家屋等から発生するがれきなど、大量の廃棄物が発生するほか、交通機関の途絶等に伴い、ごみの収集運搬処理が困難になることが想定される。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

本計画は、想定される災害に対する事前の体制を整備し、災害発生に伴う廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復を図ることを目的に策定する。

なお、都留市地域防災計画や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合など、状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととする。



都留市位置図

第 2 節 本計画の位置付け

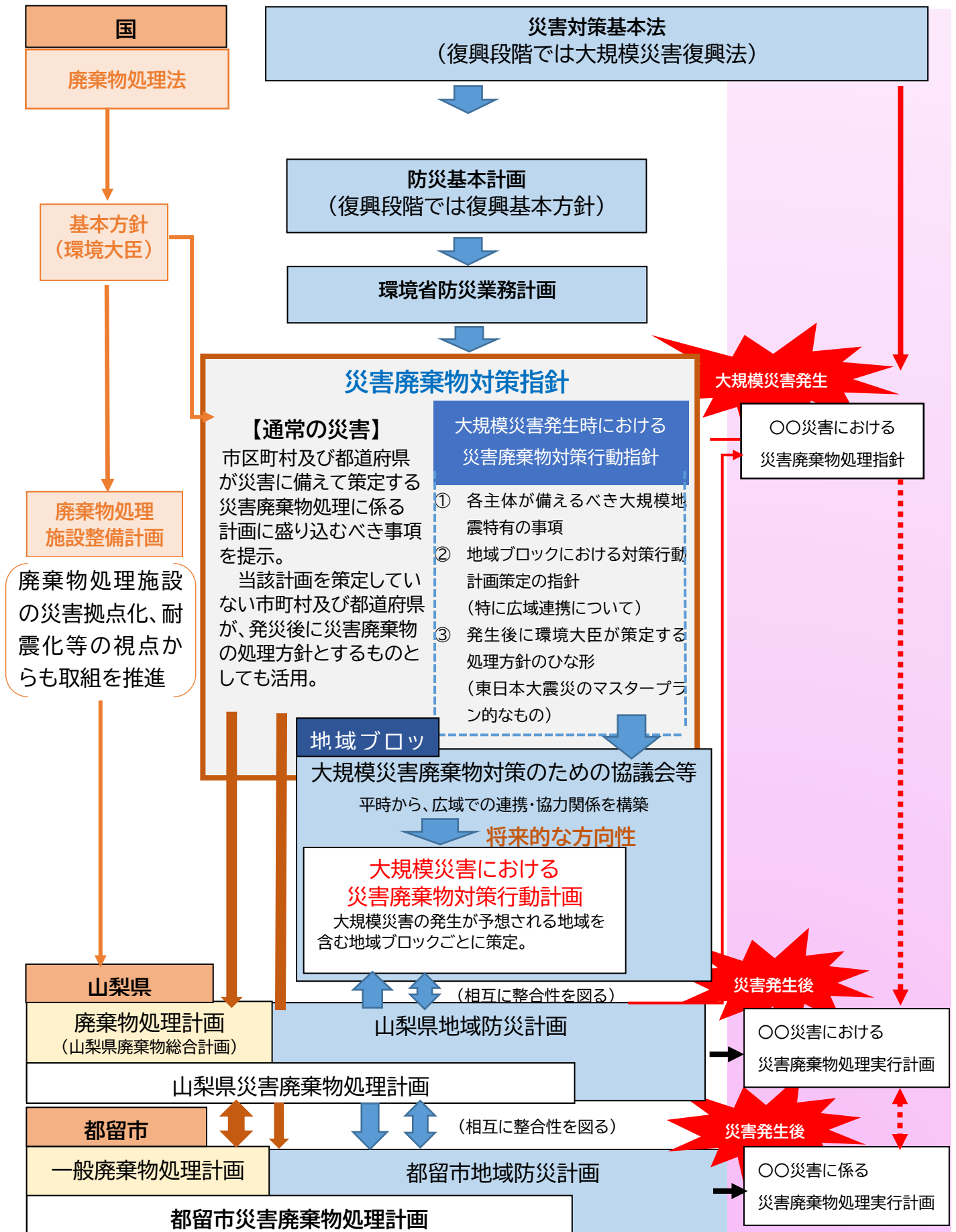
本計画は、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針(改訂版)」を踏まえ、「山梨県地域防災計画」、「山梨県災害廃棄物処理計画」及び「都留市地域防災計画」に基づき災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に必要な事項を取りまとめたものである。その位置付けは次頁の通りである。

1. 処理主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。)」により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には本市が処理の責任を担う。

しかしながら、甚大な被害により本市による単独処理が困難な場合には、近隣の市町村の支援及びに事務委託等により山梨県や国の支援を受けながら災害廃棄物の処理を行う計画とする。

災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



第 3 節 想定される災害

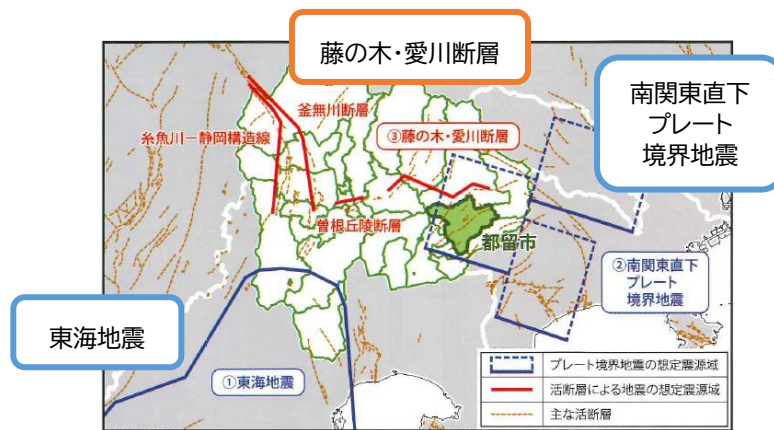
本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害のほか、降雪や火山灰の降灰などの、その他自然災害とする。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨などにより生ずる洪水、浸水、冠水などの被害を対象とする。

平成 26 年 2 月に山梨県において発生した観測史上最大の降雪による被害や、富士山の大規模な噴火により発生する火山灰の降灰による損壊家屋等も対象とする。

1. 地震



(1) 建物被害予測結果

(棟)

ケース	対象地震	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬 18 時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	5	42	431	1,027	8	18	—	445	1,087
	首都直下地震 M7 (立川市直下)	5	41	120	413	7	17	—	132	471
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	0	1	6	41	1	2	—	7	44
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1	4	9	51	2	5	—	12	61
	曾根丘陵断層帯	5	40	235	662	11	24	2	252	726
	身延断層	0	1	—	—	0	1	—	0	2
	塩沢断層	5	36	100	274	8	19	—	112	329
	扇山断層	5	41	207	583	11	24	21	243	648
	富士川河口断層帯	1	8	1,208	1,826	3	6	13	1,225	1,840
	(参考) 首都直下地震 M8 (相模トラフ)	6	46	1,439	2,279	14	27	904	2,363	2,352

参考:「都留市地域防災計画」

(2) 構造別年代別建物棟数

(棟)

木造							非木造			計
不明	～1950	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～	不明	～1981	1982～	
32	176	1,726	4,968	2,614	2,307	2,396	28	1,517	3,662	19,426

参考:「都留市地域防災計画」

2. 水害、雪害

短期間の集中豪雨による河川の氾濫、急傾斜地や宅地造成地、低地における浸水、雪害による損壊家屋等。

【参考:水害における対応の考え方】

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、その特性を踏まえ、早急な処理が求められる。

そのため、大規模な災害が発生した時であっても、公衆衛生上の観点から、できるだけ短期間の処理期間を設定する。

○参考:過去の水害による災害

災害	災害廃棄物発生量	処理期間
平成27年9月 関東・東北豪雨(茨城県常総市)	約5.2万t	約1年
令和元年 台風第15号及び第19号(千葉県)	約39.4万t	約2.5年
令和元年 台風第15号及び第19号(長野県)	約26.6万t	約2年
令和2年7月豪雨(熊本県)	約47.0万トン	約1.5年

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

3. 富士山の火山災害

富士山の噴火に伴う火山灰の降灰による損害家屋等。ただし、火山灰は災害廃棄物処理事業の対象から除外する。 (「市町村向け災害廃棄物処行政事務の手引き」より)

4. 原子力災害

原子力災害時における放射性物質に汚染された廃棄物。

※静岡県には中部電力㈱浜岡原子力

第4節 対象とする災害廃棄物

本計画では次に示す災害廃棄物を対象とする。なお、放射性物質及び汚染廃棄物は除外する。

地震等の災害によって発生する廃棄物(災害がれき)	
木くず	柱・はり・壁材など
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
廃家電（4 品目）	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電等	被災家屋から排出される小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医療品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
適正処理困難物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なものの石膏ボードなど

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(災害ごみ及びし尿)	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

参考:「災害廃棄物対策指針」

※発災時点では、これらの品目が混在した状態で発生すると想定される(混合廃棄物)

廃棄物種類のイメージ		
		
木くず	コンクリートがら	金属くず
		
可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物
		
廃家電 (家電 4 品目)	小型家電等	廃自動車等
		
有害廃棄物 (化学物質・薬品等)	有害廃棄物 (消火器・ガスボンベ)	処理困難物 (石膏ボード等)

第 5 節 基本的な災害廃棄物等処理方針

発災後、被災状況の把握に努め、関係部局との連携や情報収集など、廃棄物処理を行うための体制を早期に構築する。

災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、処分量の削減に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り短時間での処理を目指し、最長でも発災から 3 年程度で災害廃棄物の処理を終えることとする。

【発災後の時期区分と特徴】

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
平時	被害防止・被害軽減	災害の発生に備える期間	—
	初動準備対応	災害の発生が予見できる場合(風水害等)において初動対応を準備する期間	—
発災後	初動対応	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3 週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3 カ月程度
	復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の処理が完了するまでの期間)	～3 年程度

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

【各主体の役割分担】

	都留市		県
	体制整備	廃棄物処理	
平時	・組織体制の整備 ・協力・支援体制の整備 ・職員の教育訓練	・一般廃棄物処理施設の強靱化 ・し尿・避難所ごみ対策の検討 ・処分方法の検討(災害廃棄物発生量の推計) ・収集運搬体制の検討 ・仮置場の検討 ・住民等への啓発・広報	・組織体制の整備 ・関係機関との連絡体制の整備 ・支援・協力体制の整備 ・職員の教育訓練 ・収集運搬体制の整備 ・仮置場候補地のリスト化(県有地) ・市町村の取組状況の把握
初動準備対応	・組織体制の確認	・廃棄物処理施設の安全性の確認 ・仮置場の事前準備 ・住民への広報の準備	・組織体制の確認 ・関係機関との連絡体制の確認 ・市町村等の準備状況の把握 ・国への報告
初動対応 発災後数日	・体制整備・被害状況の把握 ・相互支援協定に基づく支援要請	・し尿・避難所ごみの処理 ・災害廃棄物の発生量の推計 ・仮置場の設置及び住民等への周知 ・収集運搬体制の整備	・組織体制の整備 ・連絡体制の整備 ・関係機関等との調整 ・支援体制の整備 ・相互支援の協力依頼及び調整 ・情報収集・ニーズの把握 ・国への報告
応急対応 発災後 3 か月	・関係機関等と連携した体制の整備	・災害廃棄物処分方法の検討 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・仮置場の管理・運営 ・環境対策・環境モニタリング ・損壊家屋等の撤去・解体 ・県への事務委託の検討	・広域的な組織体制の整備(国、他都道府県) ・市町村より事務委託を受けた場合の仮置場設置の検討・調整 ・情報収集・ニーズの把握 ・国への報告
復旧・復興	・状況に応じた体制の見直し	・災害廃棄物の処理及び進行管理 ・仮設処理施設の設置判断 ・災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き	・災害廃棄物処理実行計画に基づく処理の進捗管理

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

第 6 節 市及び市民・関係団体の役割

災害廃棄物の処理は、本市が主体となって行うが、円滑な処理のためには、市民・関係団体の協力が必要である。

本市及び市民・関係団体が相互に連携・協力しながら、地域における連携体制を構築・強化し、衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要がある。

1. 平常時の役割

	役割
市	○災害支援協定の締結 ○計画の策定と見直し ○組織体制の構築 ○大月都留広域事務組合との連携体制の確認 ○仮設トイレやその管理に必要な物品の把握 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○処理スケジュール及び処理フローの検討 ○仮置場必要面積の算定及び候補地の選定 ○収集運搬方法・ルート、必要資機材の検討 ○職員の教育訓練 ○災害廃棄物処理の啓発
市民	○ごみの減量化や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出 ○携帯トイレの備蓄
関係団体	○連絡体制の確認 ○リサイクルルートの構築

2. 災害発生時の役割

	役割
市	○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置・維持管理 ○処理施設の被害状況の把握、県への報告 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ○関係団体等への協力・支援要請 ○処理スケジュール及び処理フローの決定 ○実行計画の作成 ○処理の進捗状況の管理

市民	○ごみ排出量の削減 ○建築物の解体に伴うがれき等の排出方法や処理方法について、市の方針に従い円滑な処理に協力する
関係団体	○災害廃棄物の収集・運搬 ○災害廃棄物は、事業者が責任をもって処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努める

第 2 章 災害廃棄物処理のための体制整備

第 1 節 組織体制及び業務内容

1. 災害廃棄物の処理に必要な事項

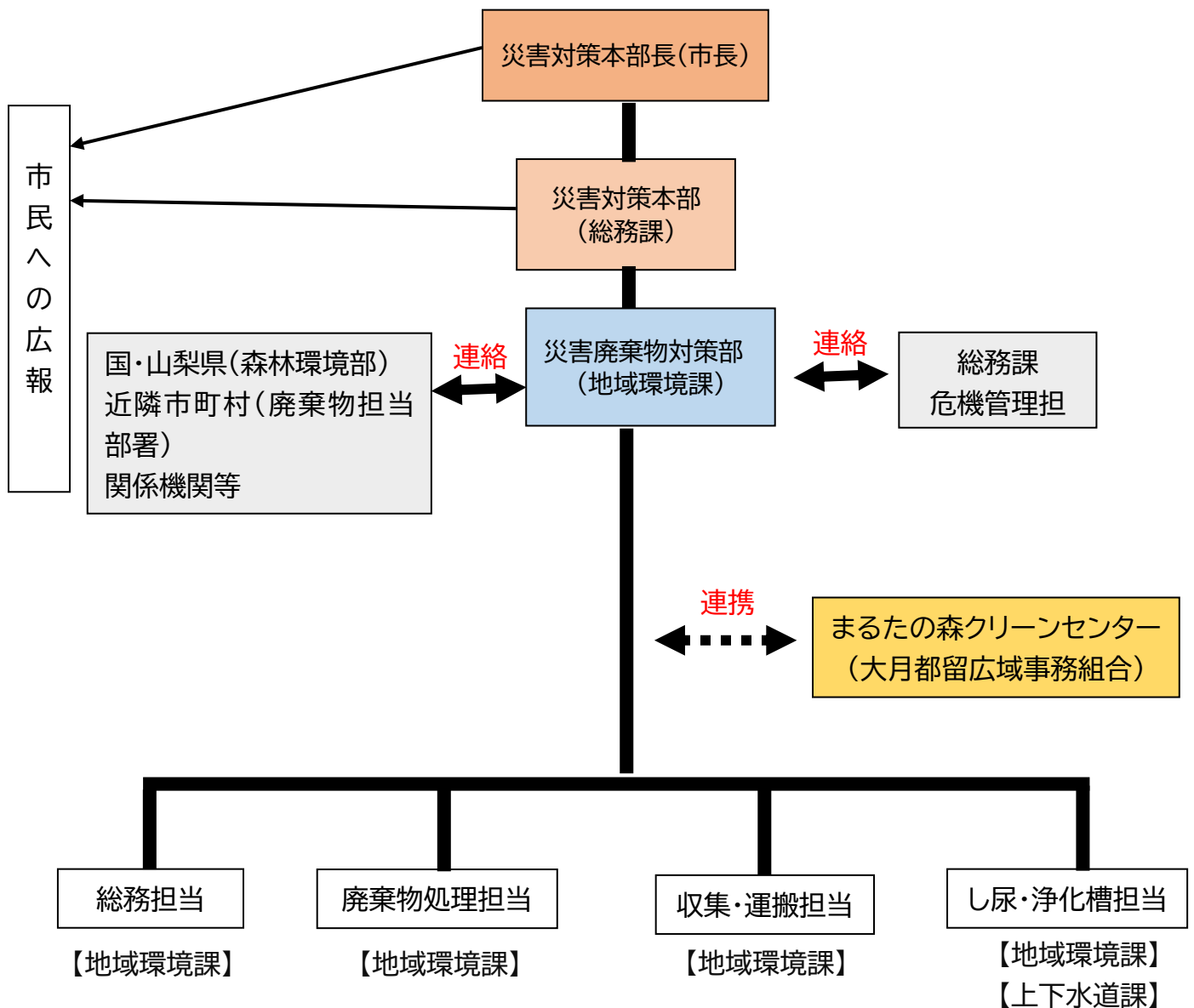
時期	項目	内容
平時	本計画の策定と見直し	本計画の策定・見直し、職員への周知徹底等
	研修・訓練の実施	初動対応の確認、訓練実施
	協定締結	民間業者、他市町村との協定
	仮置場	候補地の検討、土壌検査
発災前 (災害が予想される時)	初動準備対応	組織体制の確認 組織体制、指揮命令系統及び情報収集・連絡体制を確認 関係事業団体に準備を依頼
		廃棄物処理施設の 安全性の確認 安全性の確保やマニュアル等の確認
		仮置場の事前準備 関係事業団体・部署と調整・確認
		災害廃棄物発生に 備えた広報の準備 周知に向けた準備
発災後	初動対応	体制整備・被害状況 の把握 職員安否、倒壊家屋数、道路状況、ライフライン状況(電気・ガス・上下水道)、廃棄物処理施設、収集業者等、自衛隊・警察・消防、国・県・他市町村との連携・報告
		市民等対応 災害廃棄物、解体撤去、窓口の設置、啓発・広報等
		発生量の推計 災害廃棄物発生量、処理可能量
		仮置場 必要面積の算定 仮置場のレイアウトの作成、看板設置
		収集・運搬 速やかに収集運搬体制(人員、車両、ルート 等)を確保し、災害廃棄物を撤去する
	応急対応	処理困難廃棄物・危険物 保管方法の確認、処理先確定、撤去作業の安全確保
		処理フロー 処理フロー及び処理スケジュールの見直し 災害廃棄物処理を計画的に進めるために必要に応じて、災害廃棄物処理実行計画の策定
		仮置場の管理・運営 環境モニタリング実施、火災・悪臭・飛散・漏水、害虫防止対策等
		損壊家屋等の撤去・解体 公費解体の判断
		県への事務委託 地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき判断

復旧・復興	災害廃棄物の処理及び進行管理	適正な処理、進行管理
	仮設処理施設	必要に応じて設置の検討
	補助金の活用	費用負担を軽減させる

2. 本市における組織体制

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として「災害廃棄物対策部」を設置し、災害廃棄物処理に関する情報は全て災害廃棄物対策部に集め、管理する。

【災害廃棄物対策部組織図】



3. 災害廃棄物対策部の業務内容

業務担当		主な業務内容
災害 廃 棄 物 対 策 部	総務担当 【地域環境課】	・災害廃棄物対策部の体制の管理(人員配置等) ・県、他市町村、庁内部署との連絡体制構築 ・災害廃棄物の発生量の把握 ・必要資機材の確保 ・災害廃棄物の処理についての広報・相談対応 ・市民・報道機関等からの問い合わせ対応 ・思い出の品対応
	廃棄物処理担当 【地域環境課】	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・大月都留広域事務組合(まるたの森クリーンセンター)の被災状況の把握 ・大月都留広域事務組合が使用不能の場合における、他市町村の利用可能な施設の確保 ・仮置場の設置・運営
	収集・運搬担当 【地域環境課】	・収集運搬業者への連絡 ・災害廃棄物撤去の指示 ・道路状況の確認と運搬ルートの確保 ・避難所及び一般家庭から排出される、ごみ、がれき等の収集及び運搬
	し尿・浄化槽担当 【地域環境課】 【上下水道課】	・避難所でのし尿の収集の委託 ・避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬 ・仮設トイレの確保、設置・撤去の指導

4. 災害発生後 48 時間以内に最低限行うべきこと

1.情報収集及び記録の開始	・職員と委託業者職員の安否情報、参集状況を確認 ・市内の被害情報、廃棄物処理施設の被害情報を収集 ・写真撮影等の記録作成
2.災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容の確認	・業界団体との協定の有無、協定内容の確認 ・業界団体等との連絡体制の確保
3.仮設トイレの設置判断	・災害時に上下水道が寸断された場合、避難所に仮設トイレを設置 ・必要に応じてレンタル業者等から調達
4.し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法の決定	・し尿及び避難所ごみの発生量を推計 ・収集運搬や処分の方法を検討・決定
5.仮置場の開設	・仮置場の早急な開設 ・仮置場の管理体制の構築
6.災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積の推計	・仮置場の設置や災害廃棄物処理実行計画策定のため、災害廃棄物の発生量を建物の被害棟数等から推計
7.災害廃棄物の収集運搬方法の決定	・災害廃棄物を仮置場に運搬する方法を検討・決定
8.住民等への周知	・災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知
9.外部委託の必要性を検討	・災害廃棄物の収集運搬や処分等に係る外部委託の必要性を検討

参考:「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」

第2節 情報収集・連絡

発災時に情報収集、連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、情報連絡体制の充実強化や関係機関等との緊密な防災情報体制を確保する。

災害廃棄物対策部は災害対策本部からの被災状況のほか、廃棄物処理施設の被災状況等、災害廃棄物処理に係る情報を集約し、各部課で共有するとともに、関係機関への必要な連絡を行う。

また、発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう努める。

区分	入手情報	担当課
被災状況に関する情報	・ライフラインの被害状況 ・避難者数及び仮設トイレの必要数 ・廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設等)の被災状況	総務課 建設課 上下水道課 地域環境課
収集運搬体制に関する情報	・道路情報 ・収集運搬車両の状況	建設課 地域環境課
災害廃棄物発生量を推計するための情報	・全半壊の構造別建物数 ・水害の浸水範囲(床上・床下浸水戸数)	総務課 税務課

第3節 協力支援体制

1. 自衛隊・消防・警察との連携

発災初動期においては、まず人命救助が最優先事項であり、迅速な人命救助のために、自衛隊や消防、警察との連携のもと、その活動に配慮しながら必要に応じて道路上の災害がれきの撤去や倒壊家屋の解体撤去等を行う。

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の除去
警 察	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・仮置場での盗難、不法投棄の防止活動 ・貴重品や有価物等の引渡し
消 防	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・仮置場での火災防止活動
国土交通省関東地方整備局	・道路啓開時の災害廃棄物の除去
富士・東部建設事務所	・道路啓開時の災害廃棄物の除去

2. 県、他市町村及び広域事務組合との連携

災害廃棄物処理にあたっては、大月都留広域事務組合を構成する大月市と連絡、調整、協議を綿密に行う。

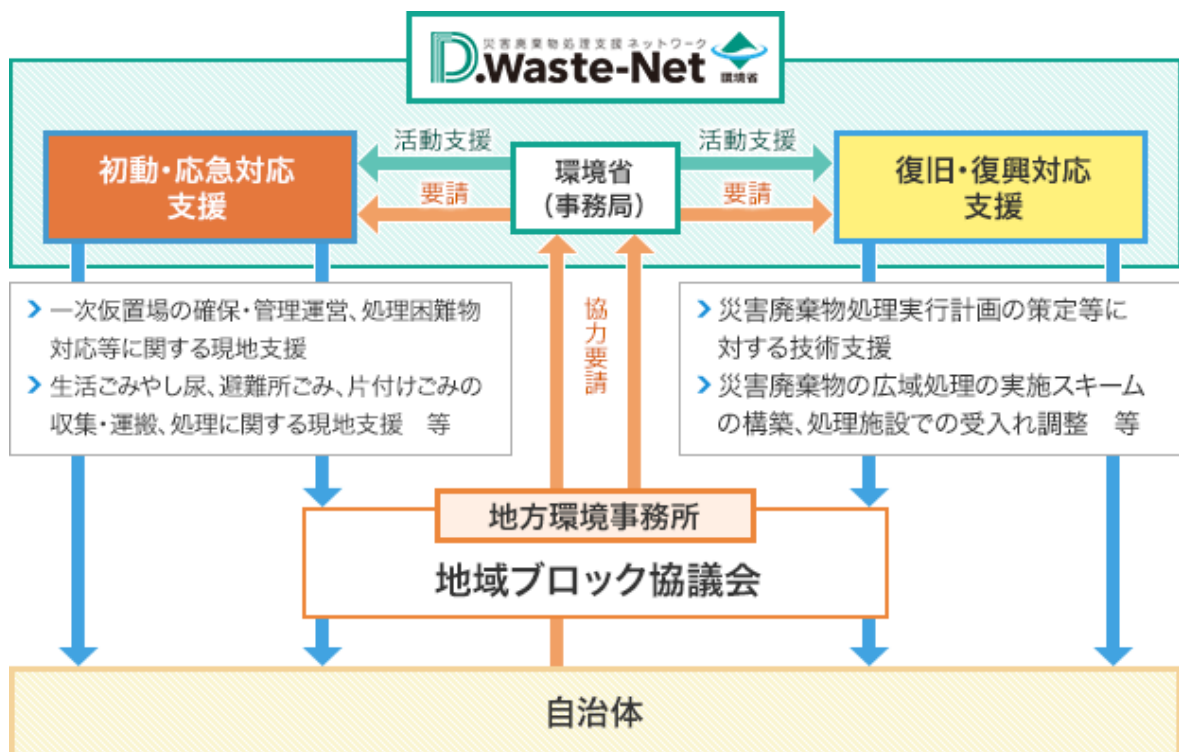
大規模災害が発生した際、一般廃棄物処理施設、し尿処理施設への影響を最低限に抑えることが災害廃棄物処理を円滑に進めていくうえで重要であるため、大月市と協議の中で施設整備を計画し、防災対策を図る。

本市及び大月都留広域事務組合のみでは十分な対応ができない事態に備え、県や他市町村及び一部事務組合の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう廃棄物処理に関する相互応援協定に基づき支援要請を行う。

3. D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)との連携

D.Waste-Net は、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるための人的支援ネットワークとして平成27年に発足しており、国(環境省)から協力要請を受けて、災害の種類・規模に応じて災害廃棄物処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「発災時」と「平時」の各局面においての機能・役割を有している。

発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析が行われ、専門家・技術者の派遣などの支援も実施されることから、必要な場合は県を通じて支援要請を行う。



参考:環境省 災害廃棄物対策情報サイト D.Waste-Net

4. 民間事業者等との連携

災害廃棄物処理は、がれき等の産業廃棄物に性状が類似したものが多いため、産業廃棄物処理業者や建設業者に協力、支援要請を行い、倒壊した建物や災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集運搬及び処理体制を整備する。

5. ボランティアへの支援要請

市及び社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動が円滑に図られるような支援に努める。

第 4 節 職員への教育訓練

本市は、本計画に基づき、平常時から職員に災害発生時の役割を周知するとともに、災害時に本計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。

また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会等へ継続的に参加することで人材の育成を図る。

【市が独自に行う教育訓練(例)】

- ・発災を想定したシミュレーション(仮置場の設置運営等)
- ・災害廃棄物処理における積算方法及び災害査定対応
- ・地域防災計画、災害廃棄物処理計画の確認・内容把握
- ・廃棄物処理に関する専門知識、廃棄物処理法等の法令知識の習得 など

第 5 節 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物の処理は、本市及び大月市の 2 市で構成する大月都留広域事務組合にて行われている。施設の概要は次の通りである。

1. 施設の概要

(1) 焼却施設の概要

名 称	大月都留ごみ処理場(まるたの森クリーンセンター)
所 在 地	山梨県大月市初狩町中初狩 3274
総 敷 地 面 積	60,224 m ²
焼 却 能 力	52t/24 時間×2 系列(104t/24 時間)
炉 型 式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)
稼 働 開 始	平成 15 年 4 月
大規模改修工事	令和元年 11 月 完了



(2) し尿処理施設の概要

名 称	大月都留し尿処理場
所 在 地	山梨県都留市田野倉 1130
処 理 規 模	92 kℓ/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理法+高度処理

2. 発災時の緊急点検

大月都留広域事務組合は、発災時に施設ごとに定めた緊急点検リストに基づいて一般廃棄物処理施設の緊急点検を実施する。

市は災害時の緊急点検について、事前に被災内容を把握するとともに大月都留広域事務組合と情報共有を図る。

3. 施設被災時の応急対策

大月都留広域事務組合は、一般廃棄物処理施設が被災した場合には速やかに復旧作業に取り掛かり、安定した処理体制を確保する。

また、市は復旧が困難な場合に備え、他市町村の処理施設で処理できるよう協定を締結することを検討する。

4. 輪番停電時体制の整備

大規模災害の発生後は、輪番停電が実施されることが予想されるため、市は施設運用方法を把握したうえで、ごみ収集方法等を大月都留広域事務組合と協議し、市民に周知を行う。

5. 既存処理施設における処理可能量の試算

(1) 試算方法

災害廃棄物等の処理可能量は、年間処理量の実績に分担率を乗じて試算する。

なお、災害廃棄物等処理量の分担率については、現状の稼働(運転)状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限行うとした高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定することで災害廃棄物等の処理可能量を試算する。

災害廃棄物等処理可能量(t/年)	年間処理量(実績)(t/年)×分担率 年間処理能力(公称能力) 余裕分 年間処理量(実績) ↑ ×分担率 処理可能量 処理可能量のイメージ																						
分担率 (焼却施設におけるシナリオ)	現状の稼働(運転)状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから災害廃棄物の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定する。 <table><tr><td></td><td>低位シナリオ</td><td>中位シナリオ</td><td>高位シナリオ</td></tr><tr><td>1.稼働年数</td><td>20 年超の施設除外</td><td>30 年超の施設除外</td><td>制約なし</td></tr><tr><td>2. 処理能力(公称能力)</td><td>100t/日未満の施設除外</td><td>50t/日未満の施設除外</td><td>30t/日未満の施設除外</td></tr><tr><td>3. 処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合</td><td>20%未満の施設除外</td><td>10%未満の施設除外</td><td>制約なし</td></tr><tr><td>4.年間処理量の実績に対する分担率</td><td>最大で 5%</td><td>最大で 10%</td><td>最大で 20%</td></tr></table> 1.稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。(改修時期も考慮する。) 2.災害廃棄物処理の効率化を考え、一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。施設の抽出にあたっては、次に示す施設の被災による処理能力の低下も考慮する。 3.処理能力に一定規模以上の余裕がある施設のみを対象とする。余裕分の算出方法は次のとおりとし、処理能力は施設の被災による処理能力の低下も考慮する。 <table><tr><td>処理能力に対する余裕分(t)</td><td>処理能力(公称能力)(t/日)×年間稼働日数(日)－年間処理量(t/年)</td></tr></table>		低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ	1.稼働年数	20 年超の施設除外	30 年超の施設除外	制約なし	2. 処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設除外	50t/日未満の施設除外	30t/日未満の施設除外	3. 処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設除外	10%未満の施設除外	制約なし	4.年間処理量の実績に対する分担率	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%	処理能力に対する余裕分(t)	処理能力(公称能力)(t/日)×年間稼働日数(日)－年間処理量(t/年)
	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ																				
1.稼働年数	20 年超の施設除外	30 年超の施設除外	制約なし																				
2. 処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設除外	50t/日未満の施設除外	30t/日未満の施設除外																				
3. 処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設除外	10%未満の施設除外	制約なし																				
4.年間処理量の実績に対する分担率	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%																				
処理能力に対する余裕分(t)	処理能力(公称能力)(t/日)×年間稼働日数(日)－年間処理量(t/年)																						

第 2 章 災害廃棄物処理のための体制整備

	4.通常の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、東日本大震災での実績(災害廃棄物を受け入れた施設での災害廃棄物を含む年間処理実績に対する災害廃棄物の割合)をもとに設定されたもの。
施設の被災シナリオ	
被災後 1 年間は、震度 6 強以上の地域で処理能力が 21%低下、震度 6 弱の地域で処理能力が 3%低下すると想定する。	

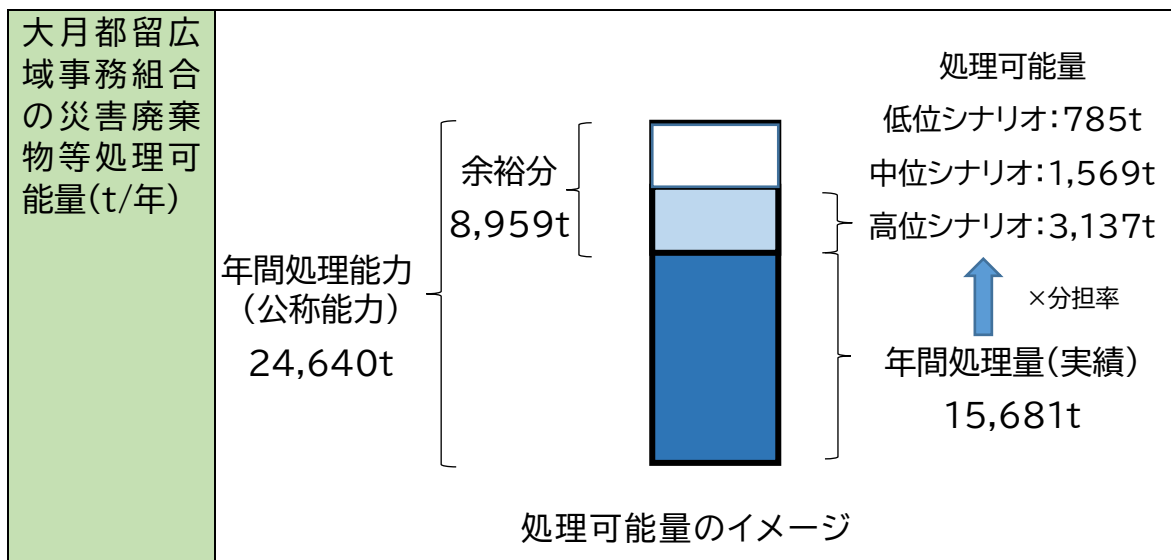
参考：災害廃棄物対策指針 技術資料

【大月都留広域事務組合の災害廃棄物等処理可能量の算定】

運転日数 ※運転 40 日間→点検(休止)12 日間を 7 回ローテーション	280 日 $40 \text{ 日} \times 7 \text{ 回} = 280 \text{ 日}$
処理能力(1 炉) ※安全運転のため処理能力を 85%で計算する	12,320t $52\text{t} \times 85\% \times 280 \text{ 日} = 12,320\text{t}$
年間処理能力(公称能力)	24,640t $12,320\text{t} \times 2 \text{ 炉} = 24,640\text{t}$
年間処理量(実績) (R1～R5 年度可燃ごみ搬入量平均実績)	15,681t
年間処理能力余裕分(処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合)	8,959t(36.36%) $24,640\text{t} - 15,681\text{t} = 8,959\text{t}$

第 2 章 災害廃棄物処理のための体制整備

処理可能量 (小数点以下切り上げ)	低位シナリオ	785t $15,681\text{t} \times 5\% = 785\text{t}$	
		震度 6 強以上	621t
		震度 6 弱	762t
	中位シナリオ	1,569t $15,681\text{t} \times 10\% = 1,569\text{t}$	
		震度 6 強以上	1,240t
		震度 6 弱	1,522t
	高位シナリオ	3,137t $15,681\text{t} \times 20\% = 3,137\text{t}$	
		震度 6 強以上	2,479t
		震度 6 弱	3,043t



第3章 平時の災害廃棄物処理対策

第1節 災害廃棄物発生量の推計

1. 災害廃棄物全体量の推計方法

発生量 $Y(t)$	$Y(t) = Y1(t) + Y2(t)$ $Y1$: 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量(解体廃棄物発生量) $Y2$: 建物解体以外に発生する災害廃棄物量(片付けごみ発生量)
------------	--

※片付けごみ発生量について、災害廃棄物対策指針によると「災害廃棄物全体量の推計」と「片付けごみ発生量の推計」によって推計式が異なるが、本計画上は「片付けごみ発生量の推計」にて推計する

2. 災害廃棄物(解体廃棄物)発生量の推計方法

発生量 $Y1(t)$	$Y1(t) = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$ 被害棟数(棟): $X1, X2, X3, X4$ 添え字1: 住家全壊、2: 非住家全壊、3: 住家半壊、4: 非住家半壊 a : 解体災害廃棄物発生原単位(t/棟) $a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$ $A1$: 木造床面積(m^2 /棟) $<100.1>$ $A2$: 非木造床面積(m^2 /棟) $<157.6>$ $a1$: 木造建物発生原単位(t/m^2) $<0.5>$ $a2$: 非木造建物発生原単位(t/m^2) $<1.2>$ $r1$: 解体棟数の構造割合(木造) $<90.3\%>$ $r2$: 解体棟数の構造割合(非木造) $<9.7\%>$ $b1$: 全壊建物解体率(係数): 地震 $<0.75>$ 、水害及び土砂災害 $<0.5>$ $b2$: 半壊建物解体率(係数): 地震 $<0.25>$ 、水害及び土砂災害 $<0.1>$ ※ $A1, A2$ の右端の値は、都留市における数値を掲載。 ※ $r1$ 及び $r2$ の右端の値は、山梨県における数値を掲載。 ※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は、半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。
-------------	---

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

参考:「固定資産の価格等の概要調書(総務省)」

木造: 床面積(R5)1,359,475 m^2 、棟数(R5)13,590 棟

非木造: 床面積(R5)886,690 m^2 、棟数(R5)5,629 棟

3. 災害廃棄物(片付けごみ発生量の推計)発生量の推計方法

発生量 Y2(t)	【地震】 $Y2(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ 【水害】 $Y2(t) = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ 被害棟数(棟): X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7 添え字 1:住家全壊、2:非住家全壊、3:住家半壊、4:非住家半壊 5:住家一部破損、6:床上浸水、7:床下浸水 c:片付けごみ発生原単位(t/棟):地震<2.5>、水害及び土砂災害<1.7>
-----------	---

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

4. 地震被害における災害廃棄物の発生量の推計【計算例】

設定被害量	X1住家全壊:20 棟、X2非住家全壊:10 棟 X3住家半壊:300 棟、X4非住家半壊:145 棟、X5住家一部破損:510 棟
解体災害廃棄物発生原単位(t/棟) $a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$ $= 100.1 \times 0.5 \times 0.903 + 157.6 \times 1.2 \times 0.097$ $= 63.6$ 解体廃棄物発生量(t) $Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$ $= (20 + 10) \times 63.6 \times 0.75 + (300 + 145) \times 63.6 \times 0.25$ $= 8,506.5$ 片付けごみ発生量(t) $Y2 = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$ $= (20 + 10 + 300 + 145 + 510) \times 2.5$ $= 2,462.5$ 災害廃棄物発生量(t) $Y = Y1 + Y2$ $= 8,506.5 + 2,462.5$ $= \underline{\underline{10,969(t)}}$	

5. 水害被害における災害廃棄物の発生量の推計【計算例】

設定被害量	X1住家全壊:10 棟、X2非住家全壊:5 棟 X3住家半壊:20 棟、X4非住家半壊:15 棟、X5住家一部破損:30 棟 X6床上浸水:40 棟、X7床下浸水:50 棟
解体災害廃棄物発生原単位(t/棟) $a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$ $= 100.1 \times 0.5 \times 0.903 + 157.6 \times 1.2 \times 0.097$ $= 63.6$ 解体廃棄物発生量(t) $Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$ $= (10 + 5) \times 63.6 \times 0.5 + (20 + 15) \times 63.6 \times 0.1$ $= 699.6$ 片付けごみ発生量(t) $Y2 = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ $= (10 + 5 + 20 + 15 + 30 + 40 + 50) \times 1.7$ $= 289$ 災害廃棄物発生量(t) $Y = Y1 + Y2$ $= 699.6 + 289$ <u>= 989(t)</u>	

6. 災害廃棄物予測結果

ケース	対象地震	揺れ・液状化による 災害廃棄物(t)	火災による 災害廃棄物(t)	合計(t)
冬 18 時 風速 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	77,340	—	77,340
	首都直下地震 M7(立川市直下)	25,258	—	25,258
	糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	1,656	—	1,656
	糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	2,263	—	2,263
	曾根丘陵断層帯	43,988	160	44,148
	身延断層	29	—	29
	塩沢断層	18,648	—	18,648
	扇山断層	39,418	1,700	41,118

第3章 平時の災害廃棄物処理対策

富士川河口断層帯	189,888	1,068	190,956
(参考)首都直下地震 M8(相模トラフ)	227,996	69,731	297,727

参考:「都留市地域防災計画」

※以降の数値については発生確率の高い南海トラフの巨大地震(東側ケース)にて算出

7. 災害廃棄物(避難所ごみ)発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数(人)×発生原単位(g/人・日)
想定した発生量(t/日)	避難者数 908 人×665g/人・日=0.6t/日 (南海トラフの巨大地震(東側ケース)1ヵ月後避難者数予測)
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去 10 年間の都留市 1 人 1 日あたりに家庭から排出する生活ごみの量の平均値を用いる。 生活ごみの量=家庭系ごみ搬入量/人口/365 日 H25:670 H26:681 H27:684 H28:664 H29:688 H30:646 R1:649 R2:669 R3:647 R4:636

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

参考:「都留市地域防災計画」

8. 災害廃棄物(し尿)収集必要量の推計方法

し尿収集必要量(L/日)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1 日 1 人平均排出量 ①10,745 人 × ②1.7L/人・日		
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口 ③9,576 人 + ④1,169 人		
②1 日 1 人平均排出量	1.7L/人・日		
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数 908 人 + ⑤8,668 人		
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×(汲取人口/総人口) ⑥1,207 人－908 人×(⑥1,207 人/⑧29,249 人)		
	汲取人口	⑥計画収集人口 1,207 人	

第 3 章 平時の災害廃棄物処理対策

⑤断水による仮設トイレ 必要人数	$[(\text{水洗化人口}-\text{避難者数}) \times (\text{水洗化人口}/\text{総人口})] \times \text{上水道支障率} \times 1/2$ $[(\text{⑦}28,042 \text{ 人}-908 \text{ 人}) \times (\text{⑦}28,042 \text{ 人}/\text{⑧}29,249 \text{ 人})] \times 63.8\% \times 1/2$	
	⑦水洗化人口 28,042 人	平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)
	⑧総人口 29,249 人	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率 63.8%	地震による上水道の被害率
	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1/2 の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県都留市の直近年度の値を用いる ※記載数値については R4 年度実績値	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」
参考:「都留市地域防災計画」

【南海トラフの巨大地震(東側ケース)を想定した災害廃棄物(し尿)収集必要量】

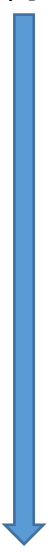
し尿収集必要量(L/日)	①10,745 人×②1.7L/人・日	18,267
--------------	---------------------	--------

第2節 避難所ごみの処理

1. 避難所で発生する廃棄物

避難所は発災後、避難所指定場所に開設する。そのため、被災者が避難した時から、避難所ごみが発生する。

避難所で発生する廃棄物の種類、発生源、管理方法について示す。

種類	発生源	管理方法	優先
感染性廃棄物 (注射針、血の付着したガーゼ等)	医療行為	保管のための専用容器の安全な設置及び管理が必要 収集方法に係る医療行為との調整(回収方法、修理方法等)	高
し尿	携帯トイレ・仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である	
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理する	
ビニール袋・プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する	
ダンボール	食料等の梱包	分別して保管する	
			低

参考:「災害廃棄物対策指針」

2. 避難所ごみの分別配置計画

被災地域によって差が生じるが、初動期には、水、食料、トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられ、それによりダンボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ、し尿等が発生する。

衛生状態の確保等からも、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って、避難所ごとに一時的な保管場所の確保を行い、分別保管する。

3. ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬・処理等について、災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定(※し尿・がれき等除く)に基づき、速やかに大月都留広域事務組合へ依頼する。

なお、本市単独での対応が困難で、県や他市町村及び関係機関からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築する。

第3節 避難所におけるし尿処理

1. 仮設トイレの確保

平常時において、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレの必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じる。

また、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、発災後、被害状況等にあわせて仮設トイレの必要基数を推計するとともに、避難生活に支障が生じないように確保し、速やかに設置する。

仮設トイレが不足した場合は、「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」に基づき、速やかに支援要請する。

必要基数の確保は、平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用する。

不足する場合は、災害時における機材の提供に関する協定に基づいて、レンタル事業者団体等から協力を得る。

必要設置数(基)	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画 仮設トイレの平均的容量 :例 400ℓ し尿の1人1日平均排出量:例 1.7ℓ/人・日 収集計画:3日に1回の収集

【南海トラフの巨大地震(東側ケース)を想定した仮設トイレ必要設置】

仮設トイレ必要設置数(基)	9,576人/78人/基 (設置目安:1基あたりの人数)	123
---------------	---------------------------------	-----

第3章第1節(7)災害廃棄物(し尿)収集必要量より算出

2. し尿処理体制

仮設トイレを設置した際は、許可業者へ汲取りの依頼をする。

なお、発災時の迅速な対応を要するため、災害支援協定を締結するなどの必要な処理体制を検討する。

簡易トイレのし尿等については、可燃ごみとして処分するため、専用のポリ袋等を配備し、衛生面に十分気を付け、避難所ごみの分別に基づき処理する。

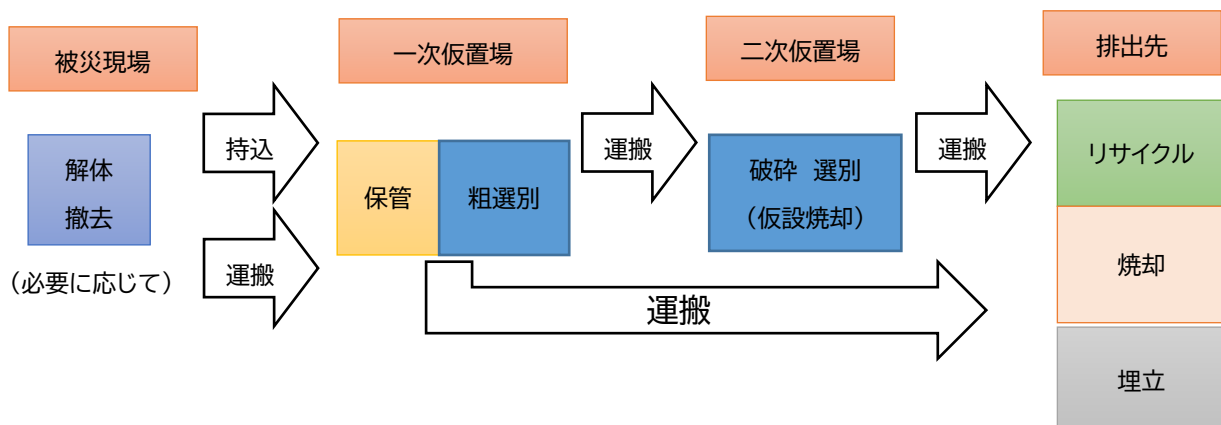
第 4 節 仮置場

仮置場は生活環境の確保・復旧のため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊家屋等の撤去のためにも必要となる。

そのため、災害発生時に円滑な災害廃棄物処理が行えるよう、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場等の候補地や場内の配置計画を検討する。

1. 仮置場の分類、役割

一次仮置場の要件	①主に災害廃棄物の仮置き、分別・破碎等処理を行う仮置場として確保する ②被災状況に応じて市内に複数確保する ③市民(ボランティア等)が直接搬入できる場所とする ④分別後の災害廃棄物(可燃物)は、大月都留広域事務組合に搬出する ⑤その他の廃棄物及び資源物は、それぞれの受け入れ先へ搬出する
二次仮置場の要件	①一次仮置場で十分な分別ができない場合等、必要と認められる場合に設置する
設置時期	発災から 1 週間以内
設置期間	3 年程度
設置箇所	市内に複数箇所(被災状況に応じて増減)
条 件	平地、トラック・重機等進入路の確保、作業スペースの確保
分別の例	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、適正処理困難物など



2. 仮置場の必要面積の算出

仮置場の必要面積 (m^2)	①集積量(t)÷②見かけ比重(t/m^3)÷③積み上げ高さ (m)×(1+④作業スペース割合)
①集積量(t)	災害廃棄物発生量－⑤処理量
②見かけ比重(t/m^3)	可燃物 $0.4\text{t}/\text{m}^3$ 不燃物 $1.1\text{t}/\text{m}^3$
③積み上げ高さ(m)	3m以下(最大 5m以下)
④作業スペース割合	0.8～1
⑤処理量(t/年)	災害廃棄物発生量÷⑥処理期間
⑥処理期間(年)	3 年以内
集積期間	1 年以内

※処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

【地震を想定した仮置場の必要面積の算出】

想定設定	災害廃棄物発生量:77,340(t) (※南海トラフの巨大地震(東側ケース)発生予測より) 可燃物の割合:20%(平成 28 年熊本地震の実績より) 不燃物の割合:80%(100-可燃物の割合)
処理量(t/年) = 災害廃棄物発生量 ÷ ⑥処理期間 $= 77,340 \div 3$ $= 25,780$ 集積量(t) = 災害廃棄物発生量 - ⑤処理量 $= 77,340 - 25,780$ $= 51,560$ 可燃物の必要面積(m^2) = ①集積量(t) ÷ ②見かけ比重(t/m^3) ÷ ③積み上げ高さ (m) × (1 + ④作業スペース割合) $= 51,560 \times 20\% \div 0.4 \div 3 \times (1 + 1) = 17,186.7$ 不燃物の必要面積(m^2) = ①集積量(t) ÷ ②見かけ比重(t/m^3) ÷ ③積み上げ高さ (m) × (1 + ④作業スペース割合) $= 51,560 \times 80\% \div 1.1 \div 3 \times (1 + 1) = 24,998.8$ 仮置場の必要面積(m^2) = 可燃物の必要面積(m^2) + 不燃物の必要面積(m^2) $= 17,186.7 + 24,998.8$ $= \underline{\underline{42,185.5(\text{m}^2)}}$	

3. 仮置場の候補地

仮置場の候補地の検討に当たり、都留市地域防災計画との調整を図り、候補地となる空き地等の状況を把握する。

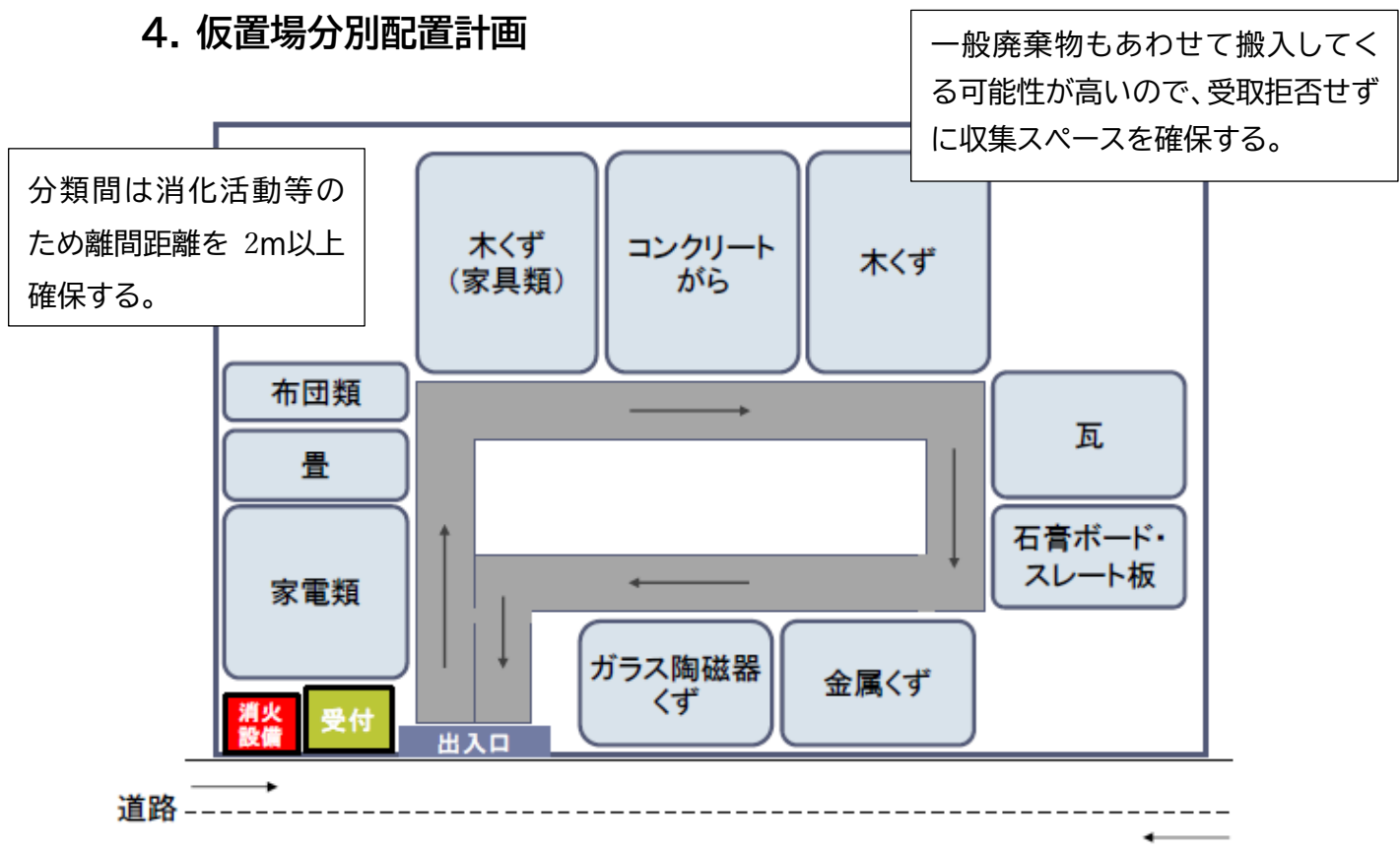
空き地等は、避難場所や応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地は次の①から④を考慮して選定する。

- ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
- ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借上げ)
- ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④ 応急仮設住宅などとの土地利用のニーズの有無

なお、仮置場の候補地に関しては、前述の 1.仮置場の分類・役割、2.仮置場の必要面積の算出、3.仮置場の候補地に掲げる事項を参照し、各地域に選定するものとし、地域防災計画にて公表する。

また、災害発生時に、災害の場所や規模等に応じて、その都度必要に応じて仮置場を選定し、公表する。

4. 仮置場分別配置計画



参考:「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」(環境省東北地方環境事務所)

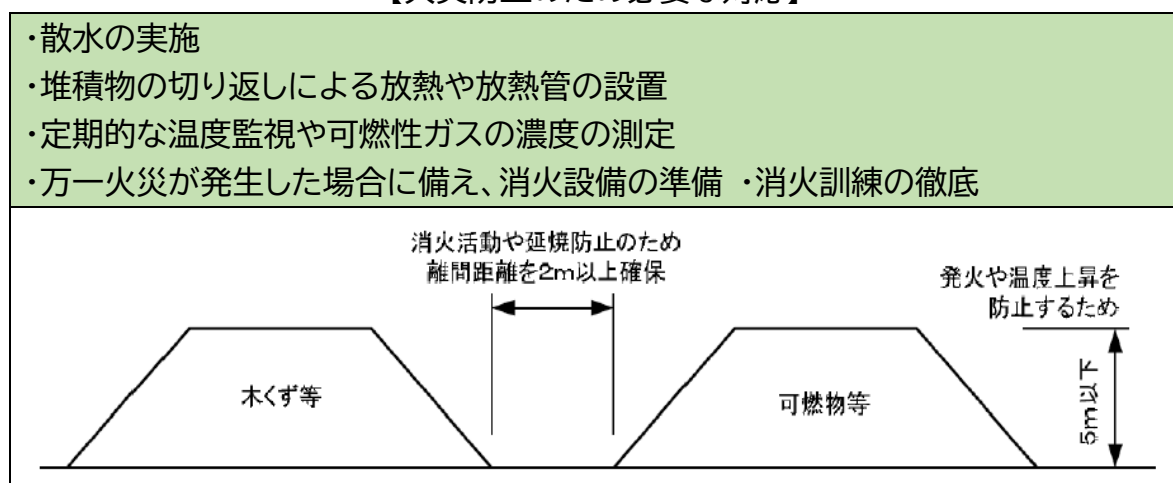
5. 仮置場の設置・管理・運営

【仮置場管理における留意事項】

飛散防止策	・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・ごみの飛散防止のため、覆い(ブルーシート等)をする。 ・仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ・殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	・可燃性廃棄物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200㎡以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。
仮置場の監視	・他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ・仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	・日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
作業員の安全管理	・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷き、手袋、長袖の作業着を着用する。

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

【火災防止のため必要な対応】



参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

6. 資機材及び人員の確保

平時から仮置場の運営に必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機の調達方法や必要人数の確保等について都留市防災計画とともに検討を行う。

【仮置場の運営に必要な資機材・人材例】

資機材	・保護具(ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、グローブ等) ・仮置場関係(重機、飛散防止用ネット、防音シート、仮囲い、遮水シート、敷鉄板、立て看板、コーン・ポール等) ・運営に必要なもの(消火器、発電機、ラジオ、燃料、食料・飲料 等)
人員 現場には最低 1 か所 5 名想定	・仮置場の運営・管理(全体管理、車両案内、荷下ろし・分別の補助、夜間警備) ・総務・契約(予算 確保、契約発注、土木工事積算、仕様書作成、補助金関係) ・問い合わせ対応

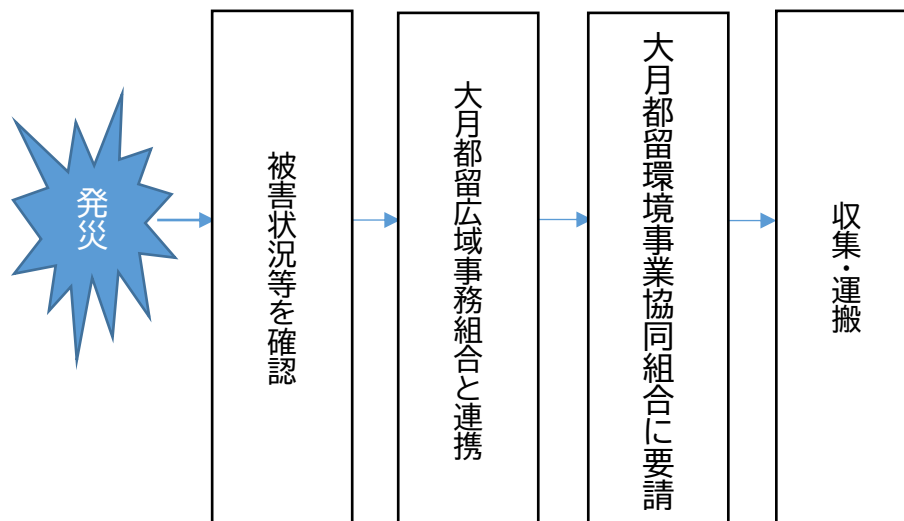
第5節 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討する。

また、一般廃棄物収集運搬業者等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。

1. 家庭系一般廃棄物の収集・運搬

一般家庭、避難所及び臨時的に設置するごみ集積所、その他特に必要と認められる場所から排出される一般廃棄物(し尿を除く)を、迅速かつ的確に収集運搬業務を実施するため、大月都留広域事務組合及び大月都留環境事業協同組合と「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結している。



2. 仮設トイレの汲取り(止水時)

被害状況等に合わせて仮設トイレを設置し、速やかに許可業者へ汲取り依頼を行う。

第6節 処理スケジュール・処理フロー

1. 処理スケジュール

発災後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物の発生量や処理施設の被災状況を考慮した処理可能量等を踏まえ、処理スケジュールを作成する。

作成にあたっては、有害性物質を含む廃棄物や危険がある廃棄物の優先的な回収、早期処分に配慮する。

【災害廃棄物の処理スケジュール(例)】

項目	災害応急対応期			復旧・復興期
	初動期	応急対応期 (前半)	応急対応期 (後半)	
		3日	3週間	3ヵ月
体制整備	対策部設置	運営		
		支援の要請・受入等		
実行計画の策定		実行計画の策定		
		必要に応じて随時見直し		
損壊家屋の解体・撤去等	解体・撤去の実施			
	緊急性の高いもの(通行障害等) 倒壊のおそれがあるもの			
	その他解体が必要なもの			
		解体申請窓口の設置		
収集運搬	体制確保	災害ごみ・し尿収集運搬		
		体制確保	災害がれき収集運搬	
仮置場	市民仮置場の設置・運営			一次仮置場の設置・運営
			仮設焼却炉の設置手続き等	二次仮置場の設置・運営
分別・処理		災害ごみの焼却・破砕、し尿処理		
		通常体制移行		
		災害がれきの破砕・選別・リサイクル		
		災害がれきの焼却		

【処理スケジュール作成にあたり検討すべき事項】

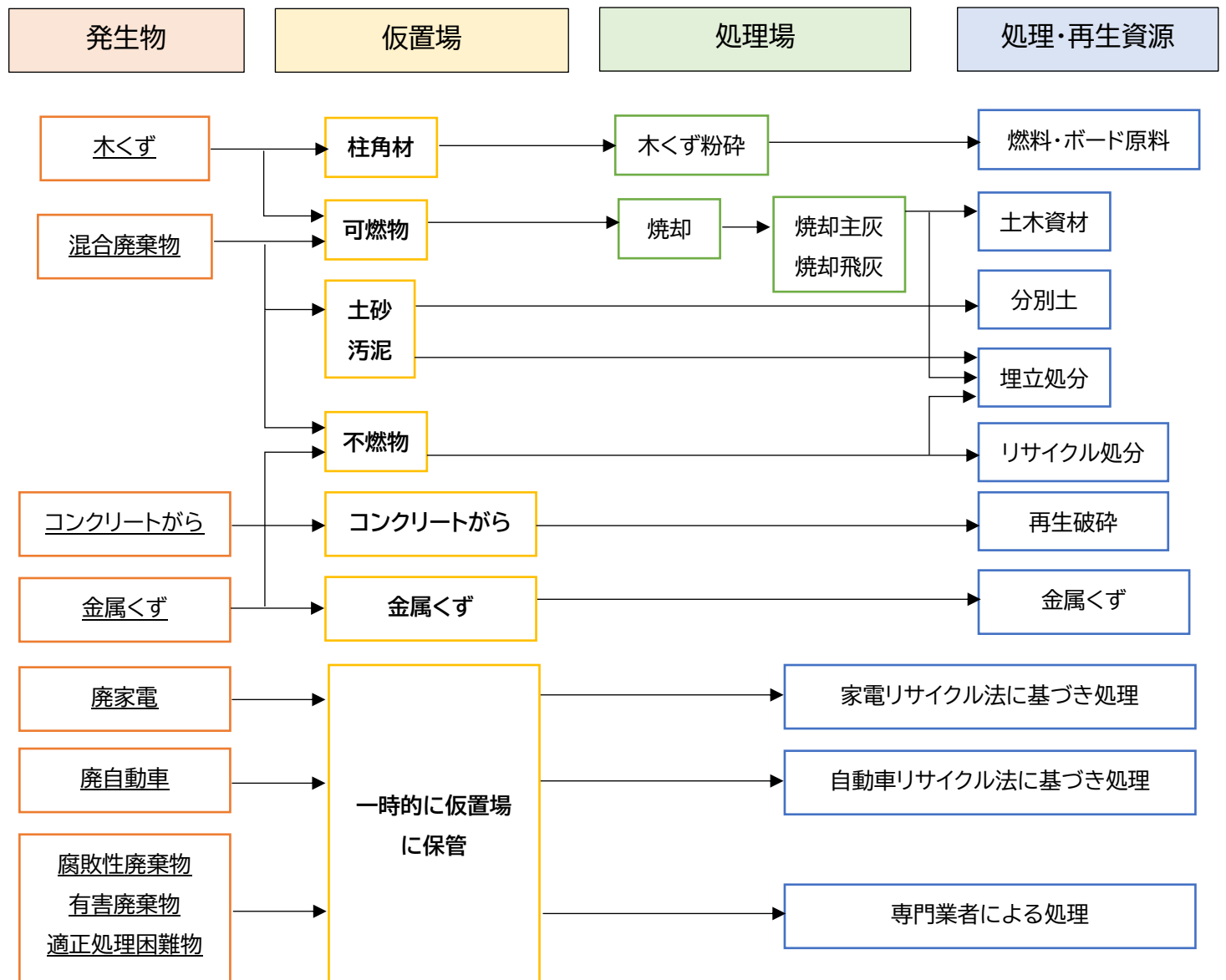
災害予防	応急対応	復興・復旧
①災害廃棄物の処理に必要な人材 ②災害廃棄物の発生量 ③処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量	①職員の被災状況 ②災害廃棄物の発生量 ③処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量	①道路障害物の撤去 ②災害用トイレ等のし尿処理 ③有害廃棄物・危険物の回収 ④倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去

2. 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量、処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。

災害時は、木くずやがれき等が多量に発生する。これらの災害廃棄物は仮置場にて選別したのち、破碎等中間処理を行い、再資源化を図る。

【災害廃棄物の処理フロー(例)】



第7節 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類毎の処理方法・再資源化方法を把握し、災害時における処理方針を検討するとともに、処理できる事業者を廃棄物の種類・処理区分毎に把握する。

処理方針の検討にあたっては、処理期間の短縮に繋がるよう、撤去段階における分別や積極的な再生利用の実施による最終処分量の削減等に配慮する。

【主な災害廃棄物の処理方法】

種類	処理方法・留意事項
混合廃棄物	・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階的に処理する方法が考えられる。
木くず	・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。
コンクリートがら	・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
家電類	・災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、被災市町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。 ・冷蔵庫や冷凍庫の処理にあたっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。 ・冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。
畳	・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
タイヤ	・チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。
石膏ボード、スレート板などの建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が制作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判断することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれのあるものが見つかった場合

第3章 平時の災害廃棄物処理対策

	は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
PCB 廃棄物	・PCB 廃棄物は、被災市町村の処理対象物とはせず、PCB 保管事業者に引き渡す。 ・PCB を使用・保管している損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)を行う場合や撤去(必要に応じて解体)作業中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混合しないよう分別し、保管する。 ・PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB 廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	・最終処分に関する基準を超えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	・危険物の処理は、種類によって異なる。(例:消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 ・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。 ・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
蓄電池	・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

参考:「災害廃棄物対策指針」

第8節 環境対策・モニタリング

廃棄物処理施設や仮置場周辺等を対象に大気質、騒音・振動、臭気、水質等のモニタリングを行う。

環境モニタリングは、災害廃棄物等の処理に伴う環境への影響を把握するとともに、環境対策の効果を検証するために実施する。なお、現場の実態に応じてモニタリングの必要性や調査項目、頻度を検討する。

【災害廃棄物の処理等にあたり生じる環境影響と環境保全対策の例】

影響項目	環境影響	対策例
大気質	○解体・撤去、仮置場の作業における粉じんの飛散 ○石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ○災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	○定期的な散水の実施 ○保管施設、処理施設の屋内設置 ○周囲への飛散防止ネットの設置 ○フレコンバックへの保管 ○搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ○収集時の分別や目視での石綿分別の徹底 ○作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○仮置場による積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	○撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ○仮置場への搬入、排出所領の通行による騒音・振動	○低騒音・低振動の機械、重機の使用 ○処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	○災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	○敷地内に遮水シートを敷設 ○PCB等有害廃棄物の分別保管
臭気	○災害廃棄物からの悪臭	○腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	○災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	○敷地内に遮水シートを敷設 ○敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○水たまりを埋めて腐敗防止

参考:「災害廃棄物対策指針」技術資料より抜粋

第9節 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場の確保が重要となる。

処分先が確保できない場合は、国、県、その他関係市町村と協議・調整のうえ、広域処理を要請する。

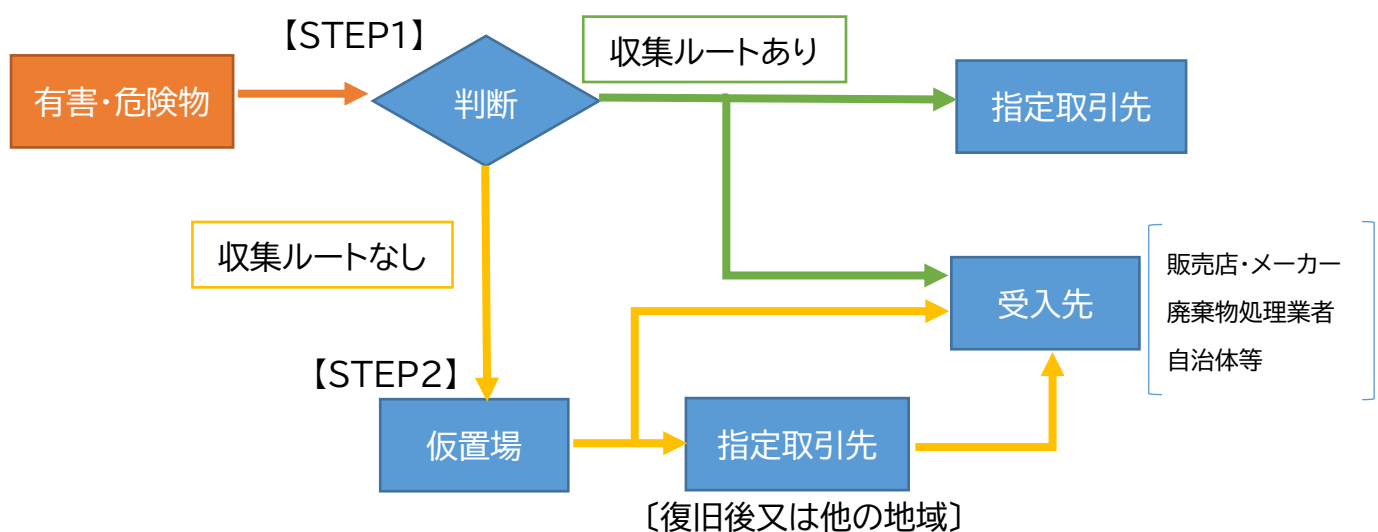
第10節 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性のある廃棄物は、有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすことから、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法について住民に広報するものとする。

有害性・危険性のある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関係業者へ協力要請を行う。

【有害・危険物処理フロー(例)】



「個別有害・危険製品の処理」(環境省 平成26年3月)

【STEP1】 収集先の確認

- ・発生物の収集ルートが機能している場合には、各指定引取先または受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。
- ・発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し、指定引取先の復旧を待つか、他の指定引取先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

【STEP2】 仮置場における保管

- ・市町村の平常時の機能が回復するまで、または地域共同で回収処分する体制が機能するまで保管する。
- ・仮置場を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

第3章 平時の災害廃棄物処理対策

【危険物、有害廃棄物等の処理方法について】

危険物・有害物質等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム(特定窓口、特定引取場所)等への引取依頼・再資源化(日本消火器工業会)	分別保管
LPガスボンベ	専門業者による回収処理(全国LPガス協会)	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理(高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会)	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク(灯油等)	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤(シンナー等)	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類、農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
PCB含有廃棄物(トランス、コンデンサ等)	PCB廃棄物は、PCB特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 PCB含有不明の場合は、含有物として取り扱う
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接熔融処理または管理型最終処分場に搬入 (災害廃棄物対策指針 技術資料 24-14 参照)	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底
太陽光発電設備	日照時は発電により感電のおそれがあるため取扱時は注意する。 (災害廃棄物対策指針 技術資料 24-7 参照)	
廃自動車	被災自動車の処分は、原則として所有者の意思確認が必要である。 自動車リサイクル法のルートで処理を行う。 (災害廃棄物 対策指針技術資料 24-8 参照)	

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

第11節 思い出の品及び貴重品

災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品の取扱いが必要となる。

遺失物法等の関係法令による手続きや対応を確認したうえで取扱いルールを定め、回収・保管・運営・返却を行う。

【基本的事項】

・所有者等が不明な貴重品(財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等)は、すみやかに警察に届ける。

・所有者等の個人にとって価値のあると認められるもの(思い出の品)については、廃棄に回さず、市で保管し、可能な限り所有者に引渡す。回収対象として、写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

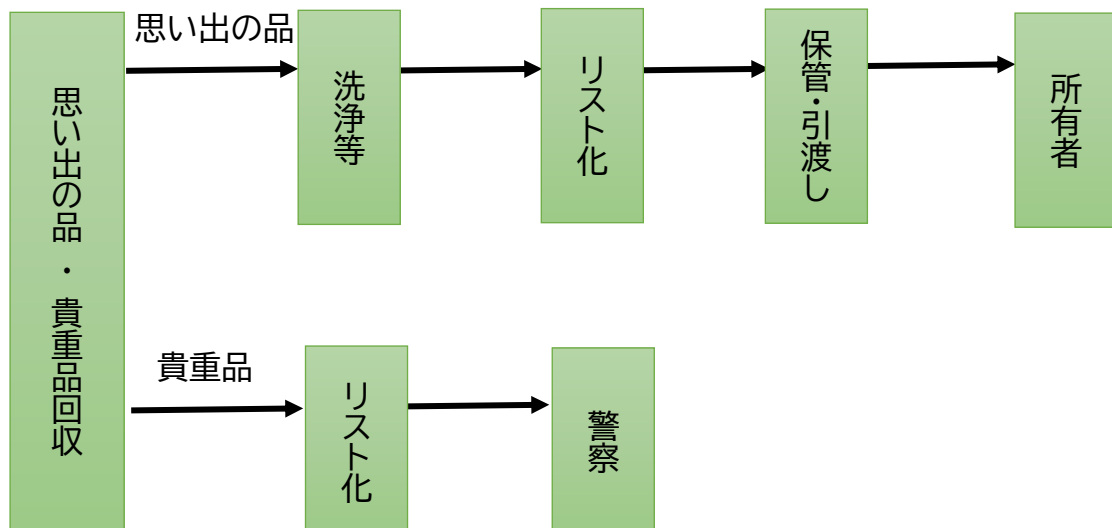
【取扱いルール】

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混合しないよう、対象物が発見された場合の対処法等を周知徹底し、保護・保全に努める。

発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保し、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理するとともに、貴重品は警察へ引き渡す。

時間の経過とともに、写真等の傷みやカビなどの発生も考えられるため、清潔な保管を心がける。一定期間を経過した思い出の品等については、市の判断で処分するものとするが、処分前には、広報誌やホームページ等で住民等に対して十分に周知したうえで実施する。

【思い出の品及び貴重品の取扱いフロー】



【保管場所】

思い出の品の保管場所を以下に想定する。

なお、大量となった場合、避難者状況を考慮しつつ避難施設等の十分なスペースを確保できる施設も使用する。

候補保管場所	
上谷交流センター	
安全安心ステーション	2 階会議室
まちづくり交流センター	4 階大ホール

第12節 住民等への広報

災害廃棄物を適正に処理するうえで、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、平時の分別意識が災害にも生きてくる。

そのため、住民の理解を得るよう以下の事項に対し、日頃から啓発等を継続的に実施する。

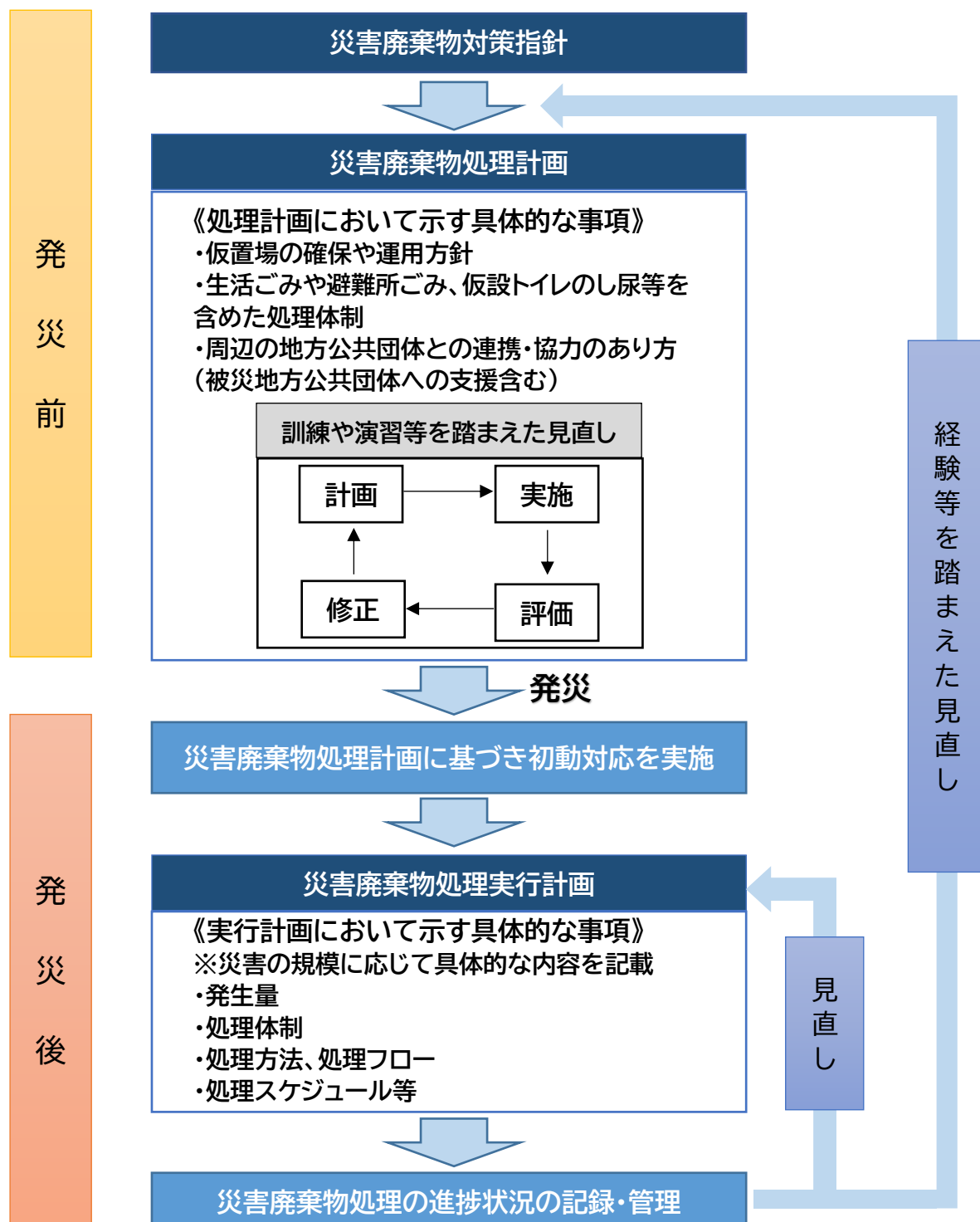
- ① ごみの分別及び減量化について
- ② 仮置場への搬入に際しての分別方法
- ③ 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ④ 便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、総務課と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

第13節 災害廃棄物処理実行計画の作成・見直し

発災後、環境省が作成する「災害廃棄物の処理方針(マスタープラン)」や平常時に作成した災害廃棄物処理計画をもとに、被害状況を反映した実行計画を作成する。

実行計画には、応急対応の考え方に基づいて検討した内容を踏まえ、災害廃棄物の発生量や処理の基本方針(処理期間を含む)、処理方法(処理スケジュール、処理フロー、仮置場の設置場所や管理方法)等の処理に必要な具体的な事項を掲載することとし、作成後は災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。



参考:「災害廃棄物対策指針」

第4章 初動準備対応の災害廃棄物処理対策

地震と異なり、風水害の場合は、一般的に台風の接近、前線の停滞等の予兆があるため、発災前に災害廃棄物処理に係る事前対応が可能な事項がある。

この事前対応を行うことで、発災後の応急対応が円滑に進むことが期待できる。

第1節 組織体制の確認

参照:P13.第2章 第1節 組織体制及び業務内容

平時に定めた組織体制、指揮命令系統及び情報収集・連絡体制を確認する。

特に夜間や土日・祝日に大雨等が予想される場合は、関係機関と時間外に連絡がとれるよう連絡先を共有・確認しておく。

また、関係事業者団体に対して、予見される災害についての情報提供、職員の安全確保や施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行うとともに、協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。

第2節 廃棄物処理施設の安全性の確認

参照:P20.第2章 第5節 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設等の人的・施設被害が最小限となるよう、職員の安全確保や浸水対策等を行う。

また、停電や断水した場合の廃棄物処理施設の対応について、平時に定めたマニュアル等を確認しておく。廃棄物収集運搬車両については、高台等の駐車場所へと移動させるなどの退避を行う。

第3節 仮置場の事前準備

参照:P32.第3章 第4節 仮置場

平時に選定した仮置場候補地について、必要に応じて状況確認や地元関係者、関係部署との調整を行う。

仮置場候補地は避難所、応急仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部署と調整を行う。

第4節 災害廃棄物発生に備えた広報の準備

参照:P46.第3章 第12節 住民等への広報

住民への広報(災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所、生活ごみ等の分別方法、便乗ごみの排出や不法投棄の禁止等)の準備を行う。

なお、水害では水が引いた後に被災住民が一斉に災害廃棄物を排出することが想定されるため、収集運搬の手配や仮置場の設置、住民向けの広報を迅速に行うことが求められる。

第5章 発災後の災害廃棄物処理対応 初動対応

発災後、数日間の初動対応は、人命救助 及び 被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかになっていない時期の対応である。

第1節 体制整備・被害状況把握

参照:P13.第2章 第1節 組織体制及び業務内容

1. 組織体制の確立

市は職員の安否情報、参集(見込)状況を踏まえ、平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集及び連絡体制を確立する。

災害対策本部にて、廃棄物処理に係る体制を整備する。

2. 被災状況等の情報収集

【収集する情報一覧】

情報内容	情報収集先
被災状況	
庁舎、廃棄物処理施設(焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場、し尿)の被害状況、電気・ガス・水道の供給状況	財務課 大月都留広域事務組合
避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	総務課
収集運搬体制に関する情報	
道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	建設課 総務課
収集運搬車両・機材の被害状況	大月都留広域事務組合 委託業者
発生量を推計するための情報	
全半壊の損壊家屋数と撤去(必要に応じて解体)を要する損壊家屋数	総務課
水害の浸水範囲(床上、床下戸数)	総務課

3. 関係機関等の調整

① 自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊・警察・消防に対し、人名救助活動やライフライン復旧作業の進捗状況も踏まえ、災害廃棄物の撤去及び倒壊した損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)に係る協力要請を検討する。

なお、自衛隊への協力要請は、市からの要望に基づき県が行う。

② 国等の支援

被害状況を踏まえ、環境省、D Waste Net や関東ブロック協議会への協力要請が必要な場合、県に関係機関への支援要請を依頼する。

市からの要請や被害状況を踏まえ、協力要請が必要と判断した場合、環境省関東地方環境事務所をはじめとする関係機関へ県が支援を要請する。

③ 県内における相互支援

地震等の災害により、区域内の災害廃棄物等の適正処理が困難となった場合は、山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、県に支援要請を行う。

④ 民間事業者との連携

被害状況を踏まえ、平時に災害時の支援協定を締結した民間事業者団体等を中心に、協定等に基づく協力・支援要請を行う。

⑤ ボランティアとの連携

ごみの出し方や分別方法、健康配慮等に係る情報についてボランティアに対する周知・広報を行う。

また、社会福祉協議会や総務課と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、広報車やホームページ、テレビの活用等により効果的に広報を行う。

4. 廃棄物処理施設の被災状況の確認

平時に定めた点検簿や手引き等に基づき、被災状況の点検を行うとともに、被災した場合には、平時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し補修を行う。

第2節 し尿・避難ごみ・生活ごみ

参照:P31.第3章 第3節 避難所におけるし尿処理

1. し尿の処理

平時は下水道等に接続され処理されていたし尿が、災害時には仮設トイレからのくみ取りし尿として発生するおそれがあるため、処理方法の検討が必要となる。

仮設トイレを計画的に設置・管理し、し尿の収集・処理を行う。

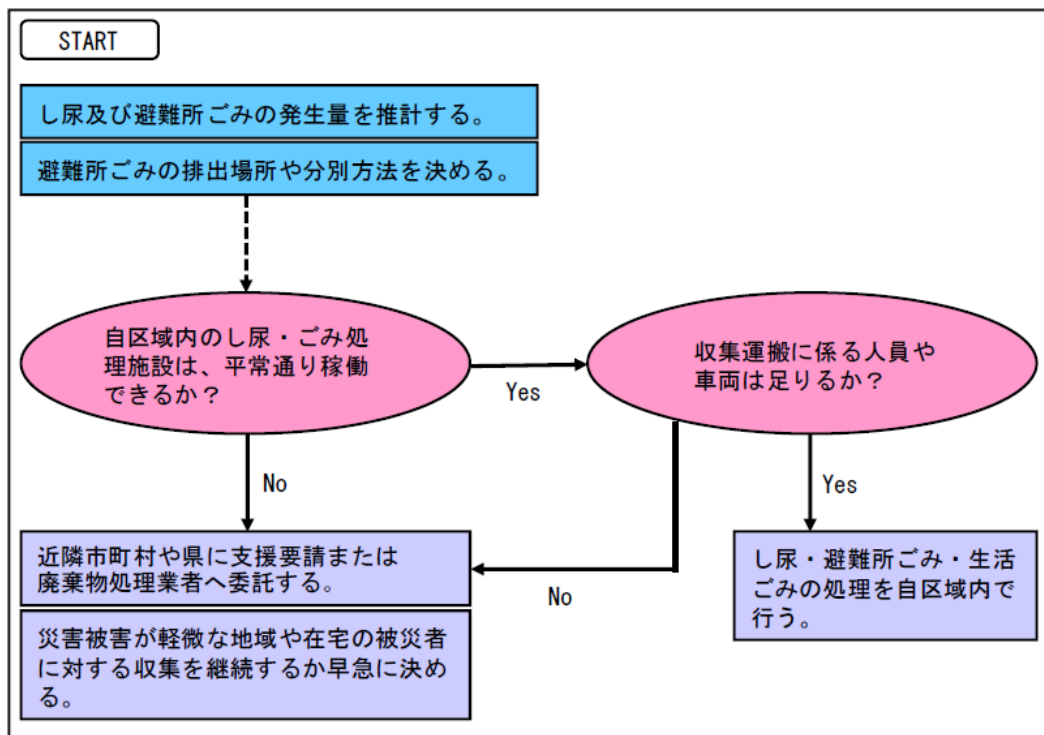
① 仮設トイレの手配

- ・避難箇所数及び避難者数を把握
- ・避難者数等からし尿発生量の推計
- ・仮設トイレの設置及び設置数と設置場所の把握

② し尿処理体制の整備

- ・し尿処理施設の稼働状況の確認
- ・収集運搬体制及びルート確立
- ・し尿の収集・処分が十分にできない場合の支援要請

【し尿・避難所ごみ・生活ごみのフローチャート】



参考:「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

2. 避難所ごみ・生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみ(以下「避難所ごみ等」という。)は、災害時においても通常どおり発生することから、発災3～4日後には収集運搬・処理を開始することが必要となる。

また、災害廃棄物との分別の徹底を図るため、避難所ごみ等は仮置場には搬入せず、既存の収集運搬体制で処理を行うことが基本原則となる。

※避難所では非常食の容器等のごみが多く発生することや、使用済み衣類や簡易トイレ等の平時とは質の異なるごみも発生するため、臭気や害虫等の公衆衛生対策も重要となる(特に夏季は早期の取組が必要)。

①避難所ごみの推計

- ・避難箇所数及び避難者数を把握
- ・避難者数等から避難所ごみ発生量の推計

②処理体制の整備

- ・処理施設の稼働状況の確認
- ・収集運搬体制及びルート確立
- ・収集・処分が十分にできない場合の支援要請

③一時保管に係る対応・留意事項

- ・避難所ごみの一時的な保管場所の確保(焼却等の処理前に保管が必要な場合)
- ・廃棄物の腐敗に伴う害虫対策

第3節 災害廃棄物の発生量の推計

参照:P25.第3章 第1節 災害廃棄物発生量の推計

発災後、仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な情報を得るため、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う必要がある。

1. 災害廃棄物の発生量の推計

建物の被害棟数や水害の浸水範囲を把握し、発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計し、県へ情報提供する。

※推計に活用できる情報としては、発災直後においては、航空写真等が考えられ、発災から1ヶ月後程度では、仮置場への搬出入量情報や、発行済みの罹災証明書の件数等が考えられる。

また、新たな被害情報等を基に、随時、災害廃棄物の発生量の見直しを行う。

2. 処理可能量の推計

推計した災害廃棄物の発生量と、区域における廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、平時の体制での処理の可否を判断する。

推計の結果、既設処理施設での処理が困難であると判断した場合、早急に仮置場の設置及び広域的な処理の検討を行う。

第4節 仮置場

参照:P32.第3章 第4節 仮置場

災害廃棄物が多量に発生し、処理施設による処理が追いつかない場合には、災害廃棄物を一時的に集積し、分別保管する仮置場の開設が必要となる。

1. 仮置場の必要面積の推計

被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積を算出し、仮置場開設に向けた検討を行う。

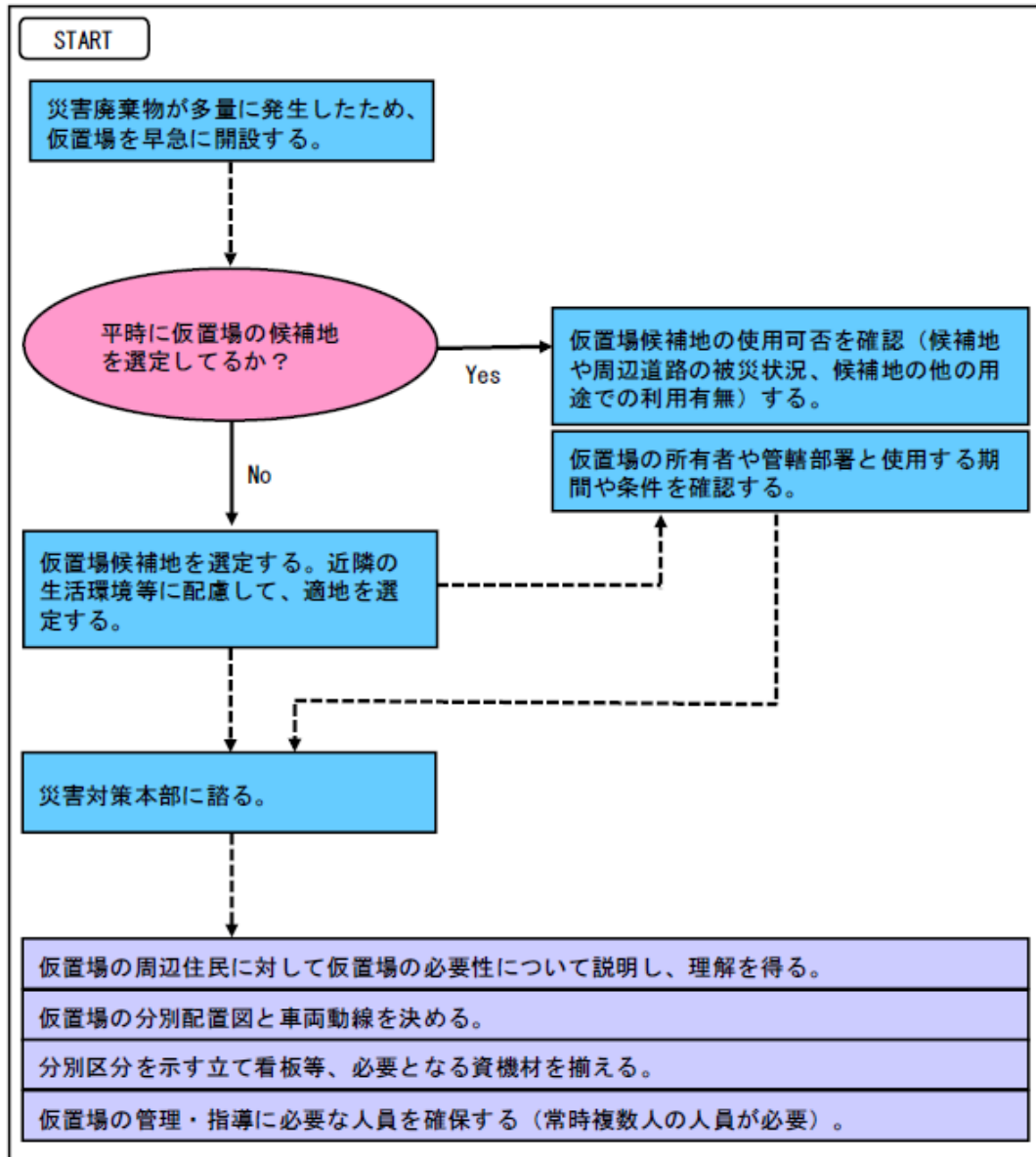
なお、仮置場に搬入された災害廃棄物を速やかに搬出し処理することで、仮置場を効率的に活用することが可能となり、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を遂行することができる。

そのためには、仮置場からの収集運搬及び処理・処分先の早急な確保に向けて、関係者との調整を進めておく。

2. 仮置場の適地選定・開設の準備

仮置場の必要面積を踏まえ、対応フローに沿って、仮置場の候補地選定を行う。
また、仮置場開設に必要な資機材の用意や人員の配置を決定するとともに、仮置場開設時の留意事項を徹底する。

【仮置場開設に向けたフローチャート】



参考：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

仮置場設置時の留意点

- ・仮置場を開設する際に土壌汚染の有無を把握するように努める。
- ・仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
- ・仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置する。
- ・不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置する。

- ・仮置場までの 渋滞の発生を防ぐため、搬入・搬出ルートを警察と相談する。
- ・仮置場では火災の恐れがあり、危険物や有害物が保管されることもあることから、仮置場の設置場所等を消防署に連絡する。
- ・災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合は遮水シートの設置等により公共水域や地下水の汚染の防止に努める。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策が必要となる。

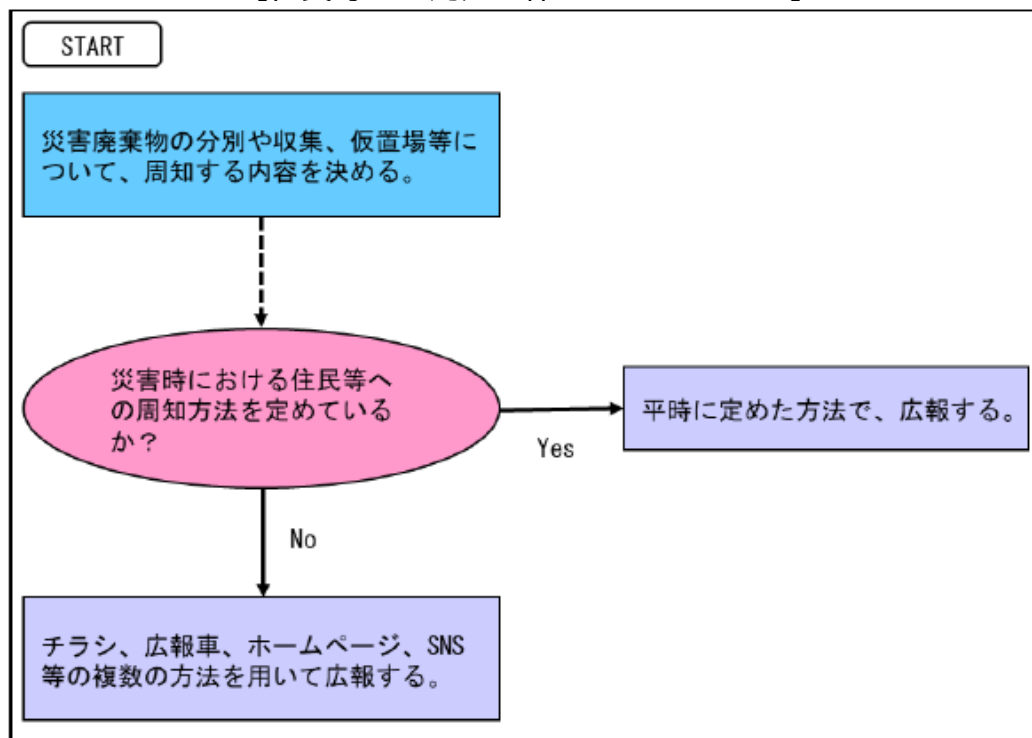
参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

3. 住民等への周知

仮置場について、いつから、いつまで、どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にしたうえで、住民等へ周知する必要がある。

フローに沿って、平时に検討した内容や方法に基づき、住民へ周知するとともに、周知した内容は、県やボランティア、仮置場を運営・管理する者等とも共有し、円滑な対応を行う。

【住民等への周知に係るフローチャート】



参考:「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

4. 仮置場の運営・管理

仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積することで、処理期間の短縮や最終処分量の削減、処理費用の削減に繋がることから、適正な運営・管理が重要となる。

実施事項
・災害廃棄物搬入前の仮舗装や鉄板・シートの設置等による土壌汚染対策 ・仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等による飛散防止等措置 ・仮置場内における分別区分ごとの区画や搬入路、人員の配置等の設定 ・資機材及び人員確保のための他市町村や民間事業者等への応援要請 ・収集運搬車両の積載物及び積載量を記録し、災害廃棄物の搬入・搬出を把握

参考:「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

第 5 節 収集運搬

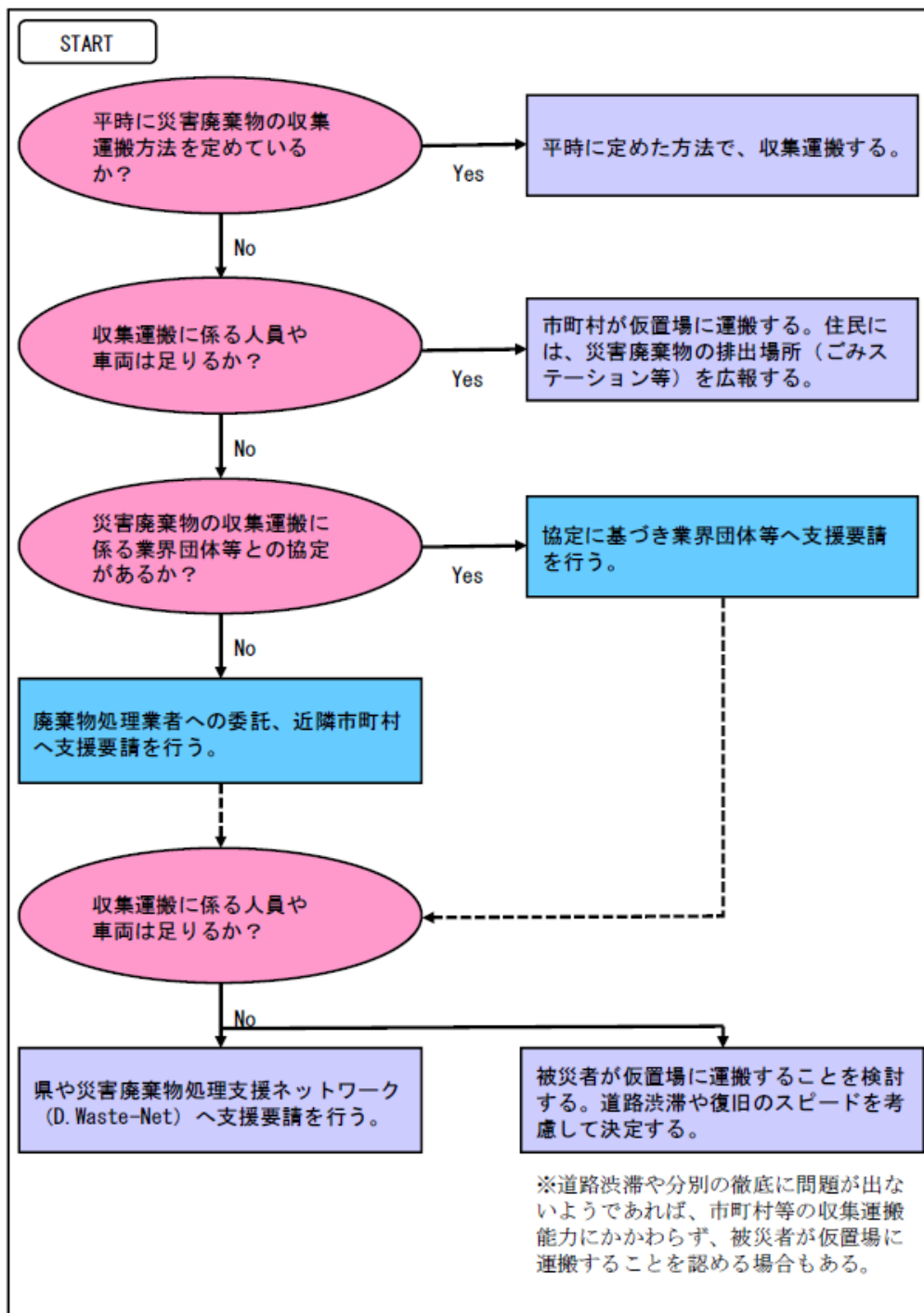
参照:P37.第3章 第5節 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、災害発生後、速やかに収集運搬体制(人員、車両、ルート等)を確保し、災害廃棄物を撤去する必要がある。

平時に検討した内容をもとに災害廃棄物の収集運搬の体制整備を行う。

実施事項
・収集運搬能力や被害規模を考慮し、災害廃棄物を仮置場に運搬する主体(直営か業者委託かなど)を決定 ・収集運搬能力や道路の交通状況等を考慮し、収集運搬方法及びルートを決定 ※収集運搬車両の仮置場への搬入にあたっては、一方通行で完結できるルートとし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。 ・必要となる収集運搬車両等を確保 ・必要な分別排出を住民等に周知
【特記事項】水害における収集運搬体制に係る配慮事項
・水害時は片づけごみが発災翌日から排出されることもあるため、迅速な収集運搬体制の確保が必要となる。 ・水害時には 水分を含み重量がある災害廃棄物が多量に発生し、積込み・積降ろしに重機が必要となるため、平時から収集作業人数や車両等(平積みダンプ等)の準備が必要。

【収集運搬体制整備のためのフローチャート】



参考:「災害廃棄物処理行政事務の手引き」

第6章 発災後の災害廃棄物処理対応 応急対応

避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する時期)であり、人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)でもある。

第1節 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

災害廃棄物の処理はスピード(処理期間)、費用及びリサイクルのバランスに留意し、総合的に処理方法を検討する。

1. 災害廃棄物の処理方法

参照:P40.第3章 第7節 分別・処理・再資源化

災害廃棄物の種類毎の処理方法を考慮し、処理方法を決定するとともに、処理先を確保する。

また、再資源化を促進するため、再生利用の条件に適合するように災害廃棄物の分別、中間処理を徹底する。

2. 危険物・有害廃棄物・処理困難な廃棄物等

参照:P43.第3章 第10節 有害廃棄物・処理困難物対策

仮置場に持ち込まれた危険物、有害廃棄物、処理困難な廃棄物等について、他の廃棄物と混ざらないよう、離れた場所にまとめて保管し、処理先を手配する。

3. 思い出の品等

参照:P45.第3章 第11節 思い出の品及び貴重品

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの(位牌、アルバム、写真等)については、廃棄に回さず、市で保管し、可能な限り、所有者等関係者に引き渡す。

思い出の品等は膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者に返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し、管理する。

所有者が不明な貴重品(株券、金券、商品券、貴金属等)は、速やかに警察に届ける。

第2節 処理スケジュール・処理フロー作成

参照:P38.第3章 第6節 処理スケジュール・処理フロー

1. 処理スケジュール

災害廃棄物の処理スケジュールは、災害廃棄物処理の進捗管理のために必要となる。

また、被災状況に応じ、活用可能な資源を勘案して可能な限り短い処理期限を設定する。

特に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物(腐敗性廃棄物等)については、でき

る限り早期の対応が必要であり、発災時期を踏まえ、撤去・回収スケジュールを検討する。

過去の事例を参照しながら、災害廃棄物の種類や量、その性状に応じて、災害廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去・解体から処理・処分、再生利用までの行程毎に対応期間の目標を設定する。

2. 処理フロー

処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況等を踏まえ、被災状況を加味して処理フローを作成する。

処理フロー作成留意点

- ・災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで記載する。
- ・可能な場合は処理先を記載する。
- ・自区域内での処理を原則とする。
- ・自区域内の既存の一般廃棄物処理施設のみでは処理ができない場合は既存の産業廃棄物処理施設等での処理を検討する。
- ・仮設処理施設の設置や広域処理の検討状況も加味し、随時更新をする。

3. 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理を計画的に進めるため、必要に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画には、災害廃棄物の発生量や処理の基本方針、処理方法等の処理に必要な具体的事項を記載する。

なお、災害廃棄物処理実行計画は、最新の被害情報や、災害廃棄物処理の進捗状況、国が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を踏まえ、随時見直しを行う。

【特記事項】実行計画の策定に係る基本的な考え方

- ①災害廃棄物の発生状況を踏まえ、処理期間、処理費用、処理方法等を明確にした上で、処理方針を規定
- ②関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理
- ③国が「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を策定した場合は、その内容を考慮
- ④処理の実施状況を適宜反映して見直しを行う

第3節 仮置場の管理

参照:P32.第3章 第4節 仮置場

仮置場の管理に留意し、職員の配置や事業者等への業務委託を行う。
また、木くず、畳、稻わら等の可燃性廃棄物の管理についても留意する。

第4節 環境対策・環境モニタリング

参照:P42.第3章 第8節 環境対策・モニタリング

災害廃棄物処理を行うことと併せ、地域住民への生活環境への影響を防止するため、廃棄物処理施設や仮置場周辺等において、環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する必要がある。

廃棄物処理施設や仮置場周辺等を対象に大気、騒音・振動、臭気、水質等のモニタリングを行う。

また、災害廃棄物の処理等にあたり生じる環境影響に対し、必要な環境保全対策を行う。

特に、石綿測定に関しては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版 令和5年4月)」を参照のうえ行う。

第5節 損壊家屋等の撤去・解体

損壊家屋等の撤去・解体は、原則として、所有者が行う。一方で、市は、災害の規模に応じ公費解体を行うか、判断を行う必要がある。

1. 損壊家屋等の公費解体の実施判断

損壊家屋等の公費解体の実施判断の考え方

- ・原則、所有者が解体を行う。
- ・災害の規模に応じ、現地調査による危険度判定を行い、所有者の意志確認や生活環境保全上の必要性など留意点に基づき、公費解体の必要性判断を行う。
- ※なお、所有者による撤去・解体がなされた場合でも、民法上の事務管理の考え方より、補助金対象となることがあるため、所有者への費用償還の手続きについても念頭に置くこと。

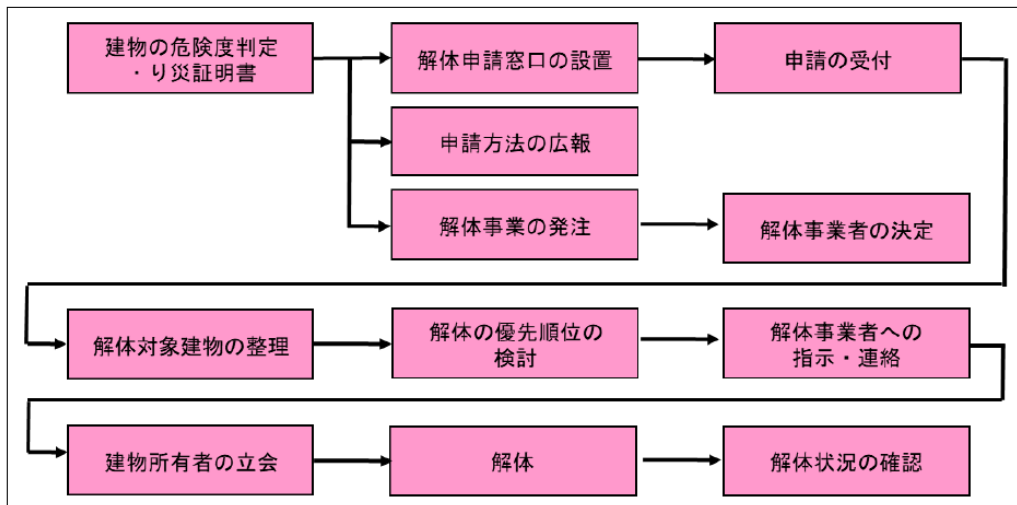
留意点

- ・災害により損壊したものであるか。
- ・生活環境保全上、必要と判断できるか。(周辺への二次災害の危険性など)
- ・損壊家屋等の所有者が、市町村によって完全な取り壊しを行うことを了解しているか。
- ※修繕により発生する廃棄物は、災害廃棄物とはならない。

2. 損壊家屋等の公費解体の 手続き

基本的な手順
①損壊家屋等 の公費解体に係る受付の設置・申請方法の広報 ②申請があった損壊家屋等の優先順位の検討 ③解体事業者の契約・発注 ④撤去・解体作業前の所有者確認(最終確認) ⑤損壊家屋等の撤去・解体の実施
留意点
・損壊家屋等においても、分別解体及び再生利用を図る。 ・損壊家屋等の中に、家具・家 財道具、貴重品、思い出の品等がある場合、所有者の確認を行い、原則として撤去・解体前に所有者が回収する。 ・石綿等の有害物質、灯油、LPガスボンベ、太陽光パネル、蓄電池、ハイブリッド車、電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。 ・災害時においても、緊急を要する場合を除き、建設リサイクル法に基づく届出及び同法に準じた解体撤去を行う必要がある。
注)建設リサイクル法に基づく届出:床面積合計80㎡以上の解体工事等
・全壊の場合は、災害廃棄物となるため届出及び通知は不要とする。 ・危険性又は緊急性がある場合(※)は、分別解体等実施義務がないものとして判断し、届出及び通知は不要とする。 (※)危険性又は緊急性の判断について ・危険性がある場合の事例 ①建築物等の内部に、浸水によりがれきが入れ込み、堆積している場合 ②建築物等の外側に、地震によりがれきもたれかかっている場合 ③建築物等が骨組のみとなり、倒壊の恐れがある場合 ④建築物等が、浸水又は地震の震動により倒壊の恐れがある場合 等 ・緊急性がある場合の事例 ①被災者の捜索を急ぐ必要性がある場合 ②車両の通行等の経路の確保を急ぐ必要性がある場合 ③修繕工事を急ぐ必要性がある場合 等

【公費解体のフロー】



参考:「災害廃棄物対策指針」

第6節 県への事務委託

災害規模が大きく、主体となって災害廃棄物の処理を行うことが困難である場合、地方自治法第252条の14の規定に基づき県へ事務委託を行うことができる。

1. 事務委託の必要性の考え方

行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える災害廃棄物が発生した場合に、県と相互に調整・協議を行い、県への事務委託の必要性を判断する。

ただし、災害廃棄物処理業務の「一部」を県に委託するのであって、可能な限り自ら災害廃棄物処理を行うことが原則となる。

具体的な委託業務内容は、高度な技術を必要とする二次仮置場における管理・運営(混合廃棄物の選別・破碎や仮設焼却炉の建設・処理等)である。

また、県へ委託した業務に関する費用は、県から被災市町村に請求され、被災市町村が支払いを行う必要がある。

2. 事務委託を行う際の手続き

【市から県への事務委託フロー(例)】

市	県
①委託に関する打ち合わせ ②委託依頼(申し出) ・委託依頼文書送付 ④委託協議の議決(地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項) ・委託協議を議決(又は専決処分) ・予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが必要(地方自治法第222条第1項) ⑤委託協議 ・委託協議文書、議決書謄本、議会会議録(専決処分書)送付 ⑩告示	①委託に関する打ち合わせ ③受託について通知 ・通知文書、委託規約(案)、専決処分(案) ⑥委託協議の議決(④と同様・委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決(又は専決処分) ⑦受託決定通知 ・決定通知書送付 ⑧告示依頼 ・告示依頼書送付 ⑨告示 ・県公報登載 ⑪総務大臣への届出 ・委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付

参考:「災害廃棄物対策指針」

3. 規約における規定事項

地方自治法第252条の15の規定に基づき作成する委託規約には次の内容を明記する。

- ① 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行方法
- ③ 委託事務に要する経費の支弁方法

※災害廃棄物の処理主体は市町村であるため経費は市町村が負担

- ④ 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関して必要な事項

第7章 発災後の災害廃棄物処理対応 災害復旧・復興

避難所生活が終了する時期のため、一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の時期である。

参照:P47.第3章 第13節 災害廃棄物処理実行計画の作成・見直し

第1節 災害廃棄物の処理及び進行管理

災害廃棄物処理実行計画に基づき災害廃棄物を適正に処理し、実行計画に基づく処理が円滑に進むよう、随時、進行管理を行う。

また、災害廃棄物処理実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、次の事項を検討する。

検討事項

- ・被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・仮設処理施設設置の要否

第2節 仮設処理施設

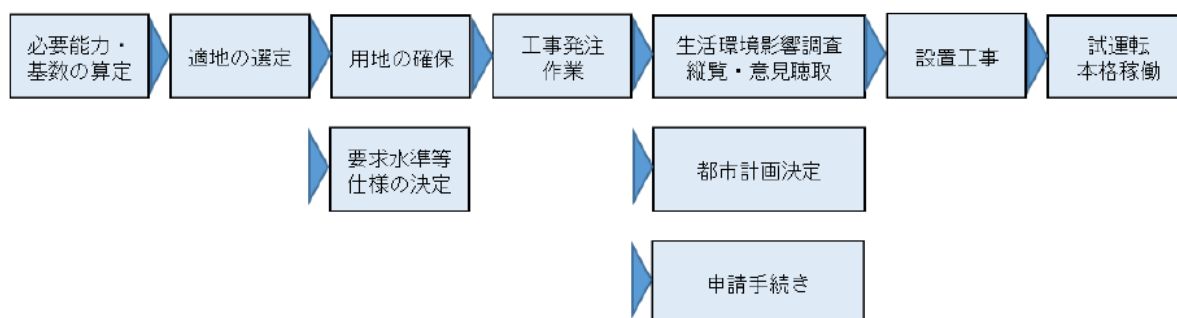
災害廃棄物の処理を処理スケジュールどおり完了させるため、必要に応じて仮設処理施設の設置を検討する。

1. 仮設処理施設の設置判断

災害廃棄物処理にあたり、広域処理の調整を行った上で、既存の処理施設の処理可能量を超過し、実行計画で定める処理期限内での処理が困難であると判断した場合、二次仮置場等に仮設処理施設を設置することを検討する。

2. 仮設処理施設の設置手続き

【仮設処理施設の設置フロー】



参考:「災害廃棄物対策指針」

①必要能力の算定、適地の選定
・災害廃棄物発生量、処理期間、既存施設処理能力、被災地状況等を考慮
②用地の確保
・基本的に二次仮置場に設置
③環境影響評価の実施及び縦覧・意見聴取（廃棄物処理法第9条の3第2項）
・縦覧・意見聴取は市町村で定める条例の規定に基づいて実施 ※市条例の規定により非常災害時に限り縦覧期間の短縮が可能
④廃棄物処理法に基づく県への届出（廃棄物処理法第9条の3第1項）
・設置の30日前までの届出が必要（最終処分場については60日前）事前の県知事との協議により非常災害時に限り期間短縮が可能 ・建築基準法第51条の規定にも留意が必要
⑤設置工事

【参考】市町村による一般廃棄物処理施設の設置についての特例
非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、あらかじめ知事と次の①～⑥の事項について協議し、その同意が得られていた場合には、発災後、当該施設を設置するときに知事にその旨の届出をすれば、最大60日間（最終処分場：60日間、その他の施設：30日間）の法定期間を待たずに、その同意に係る施設を設置することができることとされている。（廃棄物処理法第9条の3の2第1項） <協議事項> ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所 ② 一般廃棄物処理施設の種類 ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力 ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 また、市町村条例において、非常災害時に限り、縦覧期間の短縮を行う等の措置を規定することにより更なる期間の短縮が可能である。（法第9条の3の2第2項）

3. 仮設処理施設の管理・運営

留意事項
・仮設処理施設への投入前の分別作業の徹底による処理残さの削減 ・仮設焼却炉において、水分量の多い災害廃棄物を処理する際の助燃剤解体木くず、廃プラスチック類又は重油の確保 ・シート設置やテント内設置による降雨対策

第3節 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害廃棄物処理には膨大な費用がかかるため、被災市町村は、国庫補助金制度を活用することで費用負担を軽減することができる。

1. 災害等廃棄物処理事業の概要

環境省では「災害等廃棄物処理事業」を行っており、被災自治体を実施する次の事業への補助金制度を設けている。

① 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の収集運搬、処分、仮置場の管理・運営に係る費用 補助

② 廃棄物処理施設の復旧

被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用補助

2. 補助金申請のための対応

補助金を申請する被災市町村等は、補助金要綱に基づく「災害報告書」の作成等、次の作業を行う。また、作業遂行が困難と判断した場合は、県への支援要請を検討する。

市の作業
・被害状況の県を通じた国への報告(随時) ・被害状況等資料の整理(被害状況写真、処理費用積算根拠 等) ・災害報告書の作成
県の対応
・補助金制度の周知や制度説明 ・被災市町村等の被害情報の国への報告 ・災害報告書作成支援 ・費用積算方法等、災害査定に向けた技術的な助言 ・災害査定への立会
【参考】災害時の事業費根拠のための事前設定(過去例)
災害時に処理等を事業者へ委託する際、補助金の観点で言えば、次の点が重要となる。 ・その事業者は妥当な価格で事業を行っているか ・なぜその事業者を選定したか(単独随意契約の場合は特にその理由を明確に) そのため、建設部局や業界関係団体の協力のもと、統一した工費単価設定を行い、業者との協定のもと契約を行うことが重要となる。 また、法における、災害時の再委託特例制度を活用することで、統一単価かつ業界団体との契約により、業者選定の簡便化、被災地域ごとに最適な業者の振り分けが可能になるといったメリットがある。

資 料

○ 災害協定一覧 ※ただし、災害廃棄物の処理に関する協定のみ抜粋

協定名	相手方	締結日	概 要
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	大月市 大月都留広域事務組合 大月都留環境事業協同組合	H29.5.23	家庭系一般廃棄物の収集運搬
災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定	有限会社 上田屋商会 第一石産運輸株式会社	R2.11.11 R3.1.25	災害廃棄物仮置場の設置協力
山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	県内全市町村 県内一部事務組合 山梨県	R5.3.27	災害廃棄物等の処理、仮置場の用地提供、職員派遣、調査等

参考:「都留市地域防災計画」

○ 山梨県災害協定締結団体

団体名	住所	連絡先	概 要
一般社団法人山梨県産業資源循環協会	甲府市中町 219-9	055-244-0755	災害廃棄物の撤去・収集・運搬等
山梨県カーリサイクル協同組合	中巨摩郡昭和町河東 中島 314 番地	055-275-2139	障害物の除去等の協力

参考:「山梨県災害廃棄物処理計画」

○ 仮置場候補地

候補地	住所	面積
有限会社 上田屋商会	鹿留岩下上 3293-1	約 3,000 m ²
田野倉旧焼却施設跡地	田野倉 1130	約 1,843 m ²
大平 リニア高架下	朝日馬場唐菅 1214 番地 5	約 2,345 m ²
第一石産運輸 株式会社	下谷姥沢 2809-1	約 1,539 m ²

○ 地震発生確率

対象地震	30 年以内の地震発生確率
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	70～80%
首都直下地震 M7(立川市直下)	70%程度
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0.9～8%
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	ほぼ 0～0.1%

曾根丘陵断層帯	1%
身延断層	—
塩沢断層	不明
扇山断層	4%以下
富士川河口断層帯	2～18%
(参考)首都直下地震 M8(相模トラフ)	ほぼ 0～6%

参考:「山梨県地震被害想定調査」(令和 5 年 5 月山梨県防災局防災危機管理課)